

平成24年第2回美幌町議会定例会会議録

平成24年 3月 8日 開会

平成24年 3月21日 閉会

平成24年 3月 8日 第1号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 選挙第 1 号 美幌・津別広域事務組合議会補欠議員の選挙について
- 日程第 5 報告第 2 号 総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 3 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 4 号 町道路線の変更について
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 23 年度美幌町一般会計補正予算(第 12 号)について
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 23 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 6 号)について
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 23 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について
- 日程第 12 議案第 8 号 平成 23 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 4 号)について
- 日程第 13 議案第 9 号 平成 23 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 14 議案第 10 号 平成 23 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 15 議案第 11 号 平成 23 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 4 号)について
- 日程第 16 議案第 12 号 美幌町住民投票条例の制定について
- 日程第 17 議案第 13 号 美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 14 号 美幌町保育所条例及び美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第 15 号 美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 20 議案第 16 号 美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 21 議案第 17 号 美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議案第 18 号 美幌町有林野条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 23 議案第 19 号 美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 24 議案第 20 号 美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 25 議案第 21 号 美幌町図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 26 議案第 22 号 美幌町マナビティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 27 議案第 23 号 美幌町博物館条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 28 議案第 24 号 美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 25 号 美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 30 議案第 26 号 指定管理者の指定について  
(美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート)

- 日程第31 議案第27号 指定管理者の指定について  
(美幌町B&G海洋センター)
- 日程第32 議案第28号 平成24年度美幌町一般会計予算について
- 日程第33 議案第29号 平成24年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第30号 平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第31号 平成24年度美幌町介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第32号 平成24年度美幌町公共下水道特別会計予算について
- 日程第37 議案第33号 平成24年度美幌町個別排水処理特別会計予算について
- 日程第38 議案第34号 平成24年度美幌町水道事業会計予算について
- 日程第39 議案第35号 平成24年度美幌町病院事業会計予算について  
(町政執行方針)
- 日程第40 一般質問

7番 上 杉 晃 央 君

○出席議員

1番 新 鞍 峯 雄 君	2番 大 江 道 男 君
3番 早 瀬 仁 志 君	5番 中 嶋 すみ江 君
6番 松 浦 和 浩 君	7番 上 杉 晃 央 君
8番 岡 本 美代子 君	副議長 9番 坂 田 美栄子 君
10番 宗 像 密 琇 君	11番 大 原 昇 君
12番 吉 住 博 幸 君	13番 橋 本 博 之 君
議長 14番 古 舘 繁 夫 君	

○欠席議員

4番 柏 葉 久 子 君

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長 沖 田 滋 君
農 業 委 員 会 長 鈴 木 幸 往 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 松 本 光 伸 君
監 査 委 員 高 木 清 君	

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副 町 長 染 谷 良 君	総 務 部 長 浅 野 俊 伸 君
民 生 部 長 馬 場 博 美 君	経 済 部 長 平 野 浩 司 君
建 設 水 道 部 長 磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長 大 村 英 則 君
会 計 管 理 者 鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長 糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹 高 崎 利 明 君	電 算 主 幹 植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹 丸 山 俊 夫 君	政 策 財 務 主 幹 平 井 雄 二 君
契 約 財 産 主 幹 村 田 純 一 君	税 務 主 幹 大 平 幸 雄 君
環 境 生 活 主 幹 谷 川 明 弘 君	児 童 支 援 主 幹 佐 藤 和 恵 君
福 祉 主 幹 井 上 和 俊 君	健 康 推 進 主 幹 立 花 八 寿 子 君

農政主幹	高木 恵一 君	公社主幹	広島 学 君
耕地林務主幹	伊成 博次 君	商工観光主幹	戸井田 准一 君
都市整備主幹	岩田 憲次 君	施設管理主幹	門別 孝志 君
住宅建築主幹	佐藤 修 君	水道主幹	澤 畠 雅俊 君
病院総務主幹	橋本 美典 君	事務連絡室次長	篠永 幸男 君
教 育 長	川崎 俊郎 君	教育部長	佐藤 庄一 君
学校教育主幹	藤原 豪二 君	学校給食主幹	石田 勇一 君
社会教育主幹	小西 守 君	文化ホール	石坂 聡 君
スポーツ振興主幹	田村 圭一 君	建設準備主幹	嶋田 秀行 君
選管事務局長	武田 孝司 君	農委事務局長	
監査委員室長			

○議会事務局出席者

事務局 局長	高坂 登貴雄 君	次 長	荒井 紀光子 君
議事係 長	水上 修一 君	庶務係 長	松尾 まゆみ 君

午前10時00分 開会

### ◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、平成24年第2回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番新鞍峯雄さん、2番大江道男さんを指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

3月2日及び本日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕 おはようございます。

平成24年第2回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る3月2日及び本日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日8日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受け、その後、議会提出案件である選挙第1号美幌・津別広域事務組合議会補欠議員の選挙を行います。この選挙は、当議会選出の美幌・津別広域事務組合議会議員に欠員が生じたため、補欠議員の選挙を行うものであります。続いて、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査項目である教育行政についての調査が終了したことから、報告第2号で総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を行い、引き続き人権擁護委員に関する人事案件を審議いたします。その後、平成23年度関連議案である議案第3号から議案第11号

までを審議し、平成24年度関連議案である議案第12号から議案第35号までの24件については一括上程した後、町長から町政執行方針を受けます。続いて一般質問に入り、本日は、上杉晃央さんの1名の終了までを予定しています。

第2日目、9日は、前日に引き続き一般質問を行うことといたします。中嶋すみ江さん、新鞍峯雄さん、坂田美栄子さん、岡本美代子さん、大江道男さんの順に5名の終了までを予定しております。

第3日目、10日土曜日及び第4日目11日日曜日は、休日休会となります。

第5日目、12日は、平成24年度関連議案の説明を受けます。

第6日目、13日から第8日目15日は、各議員が議案の疑問点を整理するため、議決休会といたしますが、各議員は疑問点の提出までは、議事棟及び庁舎内で作業を継続することといたします。

第9日目、16日は、開会后、本会議を休憩し、休憩中に疑問点の整理を行います。

第10日目、17日土曜日及び第11日目18日日曜日は、休日休会となります。

第12日目、19日は第9日目に引き続き、休憩中に疑問点の整理を行います。両日とも部局聞き取りが終了するまでといたしますので、議員及び説明員の皆様におかれましては承知おきください。

第13日目、20日祭日は、休日休会となります。

第14日目、21日は、開会后、平成24年度関連議案の質疑を行います。

第15日目、22日は、前日に引き続き、平成24年度関連議案の質疑を行います。

第16日目、23日は、開会后、平成24年度関連議案の表決を行います。その後、報告案件などを予定しております。

以上のおり審議を進めることといたしますが、会期は本日3月8日から3月23日までの16日間、実質8日間となりますが、議案審議の進行状況によっては、日程を順次繰

り上げるなど調整することもありますので、御承知おき願いたいと存じます。

次に、今定例会に、陳情、要望を受理しているの、その取り扱いについて報告いたします。

第35回紀元節復活反対2.11道民集会参加者一同からの日本国憲法の尊重、擁護に関する要請については、意見書の提出を求められていないことから、資料配付といたしました。本定例会は、新年度予算案を審議する重要な定例会でもあり、会期16日間の長丁場になりますが、慎重なる審議に議員各位の協力をお願いして、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から3月23日までの16日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月13日から15日までの3日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月23日までの16日間とし、3月13日から15日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、柏葉議員、体調不良のため本日以降欠席の旨、鈴木農業委員会会長、明日以降欠席の旨、松本選挙管理委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道関係の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 行政報告

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成24年第2回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、御寄贈についてであります。

去る2月13日に、網走市の株式会社タカハシ代表取締役高橋康弘様より、多くの町民に見ていただきたいと、（仮称）文化ホール「びほーる」の装飾品として、北海道を代表する日本画家であります片岡球子作リトグラフ「めでたき赤富士」、「冬来多る富士」の2作品の御寄贈をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいります。

第2に、美幌町栄誉賞及びスポーツ奨励賞の表彰についてであります。

1月13日からオーストリア・インスブルックで開催されました第1回ユースオリン

ピック冬季競技大会において、美幌北中学校出身で山形中央高等学校1年生の一戸誠太郎さんが、男子スピードスケート競技で出場しました3種目において、銀メダル2個、銅メダル1個を獲得するという快挙をなし遂げられました。

また、国内におきましては、昨年12月23日から東京都で開催されましたバスケットボールの第42回全国高校選抜優勝大会において、美幌北中学校出身で札幌山の手高等学校2年生の竹内奈美さんが、さらに本年1月8日に東京都で開催されました第48回全国大学ラグビーフットボール選手権大会決勝戦において、美幌高等学校出身で帝京大学2年生の大和田立さんが、それぞれ大会に出場され、見事全国優勝という素晴らしい成績を上げられました。

こうした活躍は、本町にとって大変名誉なことであるとともに、次代を担う子供たちに夢と希望を与え、スポーツの振興に大きな影響を与えたことから、一戸さんに栄誉賞を、竹内さん、大和田さんには、スポーツ奨励賞の授与を決定したところであります。

表彰につきましては、2月3日に大和田さんに実施したところであり、一戸さん、竹内さんにつきましても、本人の帰省に合わせて行いたいと考えております。

このように、本町出身者の国内外における輝かしい活躍は目を見張るものがあり、町民にとって大きな喜びとするところであります。今後とも、皆さんのさらなる御活躍を全町民とともに御期待申し上げ、栄誉賞及びスポーツ奨励賞の報告といたします。

第3に、特別養護老人ホーム緑の苑の移転改築についてであります。

特別養護老人ホーム緑の苑は、経営移譲により平成22年4月1日から、社会福祉法人恵和福祉会が運営しておりますが、平成23年5月に北海道老人福祉施設整備事業の補助決定通知を受けたことにより、平成23年7月開催の美幌町議会臨時会において、特別養護老人ホーム緑の苑移転改築事業補助金の債

務負担行為の議決をいただいたところであります。これまで経営移譲にかかわり、御理解と御協力を賜りました議会を初め関係機関各位に対しまして、深く感謝を申し上げる次第であります。

特別養護老人ホーム緑の苑の移転につきましては、平成23年7月に町内稲美の「あさひグループホーム」に隣接する町有地で建設工事に着手し、本年2月26日に完成したところであり、3月4日から新型特別養護老人ホームとして、16床の増床を含む個室ユニット70床、多床室30床、短期入所20床の合計120床で運営を開始したところであります。

社会福祉法人恵和福祉会におきましては、施設の移転改築に伴い、利用者の方々へのサービス向上にさらなる努力をしていきたいとのことであり、町といたしましても高齢者福祉の中核施設として、また、今後の地域福祉の向上につながるものと、大きく期待をいたしているところであります。

第4に、美幌峠牧場についてであります。

美幌峠牧場は、昭和53年から国営草地開発事業等により、総工事費約38億9,000万円をかけ完成した牧場であり、昭和60年に一部放牧が開始され、昭和62年の舎飼施設の完成とともに、同年3月に設立しました株式会社美幌峠牧場振興公社による運営を行い、平成18年度からは指定管理者制度に基づく管理運営を行ってきたところであります。

近年の厳しい畜産情勢が続く中で、峠牧場への預託牛が減少し、厳しい経営状況が続いたことや、舎飼施設及び作業用機械の老朽化が進んだことにより、今後のあり方について検討をした結果、会社運営による経営は困難であると判断したところであります。平成24年度からは、冬期の舎飼を休止し、夏期放牧のみによる運営を直営で行いながら、引き続き民間も含めた牧場としての多様な利用の検討を行ってまいります。

こうした状況から、現在、美幌峠牧場振興

公社の本年3月解散に向けた準備を進めているところであり、公社解散に伴う清算結了につきましては、改めて議会へ報告させていただきますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

第5に、東日本大震災被災地への職員派遣についてであります。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災につきましては、被災地市町村職員自身の被災及び復旧・復興に向けた膨大な量の業務処理のため職員が不足している状況にあり、平成23年度に引き続き平成24年度につきましても、被災市町村より全国町村会を經由して、本町に中長期的な職員派遣の要請があったところであります。

町では、この要請に対し、北海道町村会に職員1名の長期派遣申し出を行ったところ、宮城県山元町から農地集積に係る業務のための派遣依頼があり、職員派遣を決定したところであります。現在、平成24年4月1日から1年間派遣することで、職員の取り扱いに関する協定について、最終調整を行っているところであります。

本町は、これまで被災地への支援として、義援金、救援物資等の提供を行っており、今後につきましても被災市町村からの要請にこたえてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

第6に、美幌町立国民健康保険病院の医師確保についてであります。

地域医療を守るためには、医師の確保が必要不可欠であり、新年度に内科常勤医師1名の採用を予定したところであります。採用予定の医師は、東京都出身で、名古屋大学医学部卒業の紋別休日夜間急病センターに勤務している雨宮哲朗医師、43歳であります。

雨宮医師は、腎臓内分泌代謝内科を専門とし、慶應義塾大学病院にて内科研修医及び内科専修医として勤務され、米国イリノイ州ノースウエスタン大学に留学し、家庭医学臨床及び漢方の研修を積まれた後、東海大学法科大学院に入学したことから、首都圏の複数

の医療機関で非常勤医師として勤務され、在宅医療なども担い、現在に至っております。

雨宮医師につきましては、専門の生活習慣病の予防と治療に期待し、4月1日より内科医師として着任を予定しているところであります。これにより、常勤医師9名体制で診療に当たりますが、引き続き将来を見据えた医師確保を図ってまいります。

第7に、2月23日現在の建築工事進捗状況についてであります。

提出しております参考資料のとおり、本年度に計画いたしております工事件数45件のうち、土木工事12件、建築工事4件、上水道工事11件、浄化槽工事16件の計43件を発注し、消化率では件数で95.6%、工事額で79.1%となっております。

なお、債務負担行為により施工しております工事8件のうち3件の工事が完成し、第Ⅲ期埋立処分場浸出水処理施設建設工事（プラント設備工事）が平成24年2月29日に、（仮称）文化ホール建設工事3件が平成24年6月29日に、（仮称）文化ホール建設外構等周辺整備工事が、平成24年7月10日に完成する予定となっております。

また、繰越明許費による工事8件につきましては、すべて完成しているところであります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

人事案件について。

本町において、新たに2名の人権擁護委員が増員されることとなりましたので、澤田孝一氏、関美恵子氏を候補者として推薦することについて、御意見を賜りたいのであります。

組合規約の変更について。

議案第3号は、上砂川町が砂川地区広域消防組合に加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更しようとするものであります。

町道路線の変更について。

議案第4号は、第9号道路の終点と津別町



境に変更しようとするものであります。

平成23年度各会計補正予算について。

まず、一般会計の主なものとしては、国の第4次補正に伴う農業生産基盤整備事業の地方債並びに事業確定による債務負担行為及び地方債の補正。福祉基金積立金として1,300万円。介護保険特別会計繰出金として1,194万1,000円。障害者自立支援事業費として2,374万5,000円。病院事業会計負担金として3,710万4,000円。畑地帯総合土地改良事業美幌田中地区分担金として7,800万円。パークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金積立金として3,000万円。その他、年度末における事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

次に、特別会計及び事業会計についてであります。国民健康保険特別会計については、退職被保険者等療養給付費・高額療養費及び直営診療施設に係る特別調整交付金増額による繰出金の増額のほか、年度末における事務事業の確定等による整理を、介護保険特別会計については新年度からの介護報酬改定に伴うシステム改修委託料及び各種介護サービス給付費の増額のほか年度末における事務事業の確定による整理を、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、水道事業会計、病院事業会計については、年度末における事務事業の確定等による整理を行おうとするものであります。

条例の制定及び一部改正について。

議案第12号美幌町住民投票条例の制定については、美幌町自治基本条例に基づき、町政に関する重要な事項について、直接住民の意思を確認するための住民投票の実施に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第13号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉法の改正に伴う文言の改正をしようとする

るものであります。

議案第14号美幌町保育所条例及び美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉法の改正に伴う文言及び減免規定を明確にするための改正をしようとするものであります。

議案第15号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定については、障害児を対象とする事業が、児童福祉法に基づき行われることに伴い、改正をしようとするものであります。

議案第16号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率及び保険料率の特例を設けるための改正をしようとするものであります。

議案第17号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定については、(仮称)文化ホールの完成に伴い、利用しやすい新たな料金設定に改正をしようとするものであります。

議案第18号美幌町有林野条例の一部を改正する条例制定については、森林法の改正に伴う文言の改正をしようとするものであります。

議案第19号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、公営住宅法の改正に伴い、入居者資格等を条例に定めるための改正をしようとするものであります。

議案第20号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、網走川河畔公園パークゴルフ場使用料の取り扱いを明確にするための改正をしようとするものであります。

議案第21号美幌町図書館条例の一部を改正する条例制定については、図書館法の改正に伴う図書館協議会委員の委嘱基準を定めるための改正をしようとするものであります。

議案第22号美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定については、使用料の減免規定を明確にするための改正をしようとするものであります。

議案第23号美幌町博物館条例の一部を改正する条例制定については、博物館法の改正に伴う博物館協議会委員の委嘱基準を定めるための改正をしようとするものであります。

議案第24号美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、地方公営企業法の改正に伴い、利益及び資本剰余金の処分手続等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第25号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定については、安定的な企業経営を実現するために、大口使用者の水需要の増加を促進するための特約的な料金設定を定める改正をしようとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第26号及び議案第27号につきましては、美幌町あさひ体育センター、美幌町テニスコート、美幌町B&G海洋センターの指定期間が満了することから、公募した結果、引き続き特定非営利活動法人美幌町体育協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、平成24年度各会計予算につきましては、後ほど平成24年度町政執行方針において、総括的に御説明いたしました後、各議案について逐次御説明を申し上げてまいりますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

○議長（古館繁夫君） これで、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 選挙第1号

○議長（古館繁夫君） 日程第4 選挙第1号美幌・津別広域事務組合議会補欠議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めま

す。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

美幌・津別広域事務組合議会補欠議員に、大江道男さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大江道男さんを、美幌・津別広域事務組合議会補欠議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました大江道男さんが、美幌・津別広域事務組合議会補欠議員に当選されました。

ただいま当選されました大江道江さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

#### ◎日程第5 報告第2号

○議長（古館繁夫君） 日程第5 報告第2号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○議事係長（水上修一君） 朗読いたします。

3、調査の結果。

教育行政については、本年8月オープン予定の（仮称）文化ホールの管理、運営に関して、美幌町の方針を確認するとともに、先進地である砂川市、深川市における文化ホール関連施設の視察・調査を行い、所管委員会として協議を重ねてきた。その結果、次のとお

り意見の集約を見たので、ここに報告する。

1、利用料金体系について。

(仮称)文化ホールは、美幌町の学術・文化・芸術の発信の場、あるいは町民の文化活動の発表の場であり、美幌町民の文化力を高める拠点施設として、積極的に利用されるべきである。したがって、利用しやすい利用料金体系を設定すべきである。

2、管理・運営について。

(仮称)文化ホールは、美幌町民会館として第2ホールその他と一体的に管理運営され、当面は美幌町が直営で管理・運営することとされているが、このことについては、美幌町の学術・文化・芸術など町内関係者の現状を考慮した場合、当面はやむを得ないものとする。

近い将来の民間活力導入(NPOなどの指定管理)に向けて、スタート時点から環境づくりを図ることが望まれる。そのため、直営での管理・運営に当たっては、特に教育委員会(社会教育グループ)が芸術・文化の振興及び町民の創作活動を支援する立場から、「町民参画の企画・運営」を貫くとともに、照明、音響、舞台芸術などの専門技術習得のための研修を実施するなど、広く町民に参加の機会を提供するよう配慮されたい。

また、各種ボランティアスタッフの確保に努めるべきである。

3、人材確保について。

(仮称)文化ホールを核とした芸術・文化の振興、町おこしのためには、地域の芸術・文化の専門的、総合的な知識を有する人材の確保が不可欠である。したがって、地元で得られない場合は、外部招聘をも視野に、人材確保に努力すべきである。

新しく完成する(仮称)文化ホールの施設に町民が集い、楽しめる文化活動の拠点になるように積極的な取り組みを行っていただくことを期待し、委員会としての報告としたい。

○議長(古舘繁夫君) それでは、委員長より報告を求めます。

2番大江道男さん。

○2番(大江道男君)〔登壇〕 調査の結果につきまして、若干補足いたします。

12億円をかけて建設された(仮称)文化ホールは、公募で「びほーる」と命名され、今後は町民会館第1ホールとして美幌町民の文化力を高める、まさに拠点の施設となるものであります。その拠点施設が旺盛に利用、活用されてこそ巨費を投じた意義があるものであり、したがって利用料金体系は利用者にとって利用しやすい水準に設定される、このことが肝要であります。

また、当面は、美幌町が直営で管理・運営するわけですが、運営に当たってはごく近い将来、民間活力の導入を見据えて専門的技術者の養成や各種ボランティアスタッフの確保に意を用いるとともに、さらに長期的視点に立って芸術・文化の専門的なコーディネーター確保の必要性について提言させていただきました。

教育委員会におかれましては、当委員会の意を酌んでいただき、びほーるを含む町民会館が初年度から旺盛に利用、活用されますよう御配慮いただきますよう申し上げ、委員長の補足発言とさせていただきます。

○議長(古舘繁夫君) 委員長報告に対して、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) これで、委員長に対する質疑を終わります。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

---

◎日程第6 諮問第1号

○議長(古舘繁夫君) 日程第6 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(土谷耕治君) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員の増員に伴い、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるということでございます。

記。住所、美幌町字美禽18番地の101。氏名、澤田孝一さん。生年月日、昭和33年5月31日。住所、美幌町字都橋82番地の5。氏名、関美恵子さん。生年月日、昭和24年4月4日でございます。

現在、人権擁護委員の町内の委員さんは4名でありますので、このことで御推薦いただければ、美幌町は6名ということになります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 今、美幌町で委員が6人と、もしこれで承認されれば6人ということになりますけれども、規定されている人数というのは美幌町であれば何人なのでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） これは人口規模によって決まっております、2万人以上3万人以下の場合、定数は7名となっております。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 大変重要な委員だと思っておりますので、美幌町としてあと1人、今の話からいうと規定に満たないというふうに感じるのですけれども、このあとまだ予定があるのかどうかだけをお伺いしたいです。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） このことにつきましては、釧路法務局北見出張所の職員と協議した結果、本来は7名までふやしていただきたいということでありましたが、実態としまして相談件数そういったものを含めると、最低2名をお願いしたいということでしたの

で、現段階では今後も6名体制でいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、諮問のとおり適任とする意見に決定しました。

---

#### ◎日程第7 議案第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 議案第3号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案第3号北海道市町村総合事務組合格約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286号第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更するというので、内容につきましては参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料1（議案第3号関係）。

北海道市町村総合事務組合格約の変更についてでございます。

改正目的につきましては、上砂川町の消防が平成24年4月より砂川地区広域消防組合へ加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合格約の別表第2のうち消防に係る事務について、共同処理する団体を変更しようとするものであります。

改正の内容につきましては、第2条に規定します別表第2の共同処理する事務の1から7の項中、上砂川町が砂川地区広域消防組合に加入することから、「上砂川町」を削るものでございます。

根拠法令につきましては、地方自治法でございます。

施行日につきましては、総務大臣の許可の日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく申し上げます。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第3号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第4号

○議長（古館繁夫君） 日程第8 議案第4号町道路線の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案第4号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

道路法第10条第2項の規定により、町道路線を次のように変更しようとするものであります。

町道路線の変更につきましては、記以下の1路線でありまして、詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

資料3（議案第4号関係）であります。

町道路線の変更であります。

路線名、第9号道路、変更前は図面では波線を表示しており、黒丸印が起点、国道39号線、矢印が終点で美富148番地の6先、町道816号道路交差点であります。変更後は、実線で表示しております終点を津別町境までに延長するものであります。

この路線につきましては、平成18年6月に波線区間に変更をしまして、平成20年、21年に図上の松本林産前の魚無川にかかる道路横断ボックスカルバートの改修を北海道で実施しております。改修を終えて、道との協議により今回の路線の変更をいただくものであります。

前に戻りまして、参考資料の2ページをお開きください。

資料2。変更前、変更後の総延長、実延長、重複延長、最大敷地幅員、最小敷地幅員は、記載のとおりであります。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第4号町道路線の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第5号

○議長（古館繁夫君） 日程第9 議案第5号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案第5号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,132万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ108億4,586万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」で御説明申し上げます。

それでは、10ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

一番上でございますが、農業経営基盤強化資金利子補給、これはスーパーL資金の利子補給で、14件分、借入額の確定に伴いまして限度額36万2,000円を減じ、130万6,000円とするものでございます。

次の美幌田中地区戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業分担金、その次の畑地帯総合土地改良事業美幌田中地区分担金、これにつきましては事業名の変更に伴いまして、今回変更するものでございます。

その下のミニショベル購入費、平成16年度に購入しましたショベルの更新でございまして、見積もり合わせの結果により、限度額72万8,000円を減じまして、356万7,000円とするものであります。

その下のショベル用ランバーフォーク購入費、これはショベルドーザー用のフォークリフトと同じ爪の購入でございまして、これも見積もり合わせの結果によりまして限度額42万7,000円を減じ、134万9,000

円とするものであります。

ロータリー除雪車購入費、これは平成4年に購入しました乗用型四輪の更新でございまして、入札の結果、限度額62万円を減じまして、1,442万3,000円とするものでございます。

次の手押しロータリー除雪機購入費、これは平成7年の手押しロータリー除雪機の更新で、当初計画より除雪幅を小さいものに変更したこと、見積もり合わせの結果によりまして限度額151万1,000円を減じ、165万7,000円とするものであります。

乗用草刈機購入費、これは平成7年の草刈機の更新でございまして、見積もり合わせの結果3万9,000円を減じまして、限度額317万7,000円とするものであります。

一番最後のスノーモービル購入費、リリー山スキー場でございますが、平成12年に購入したものの更新でございまして、見積もり合わせの結果、限度額1万4,000円を減じ、121万3,000円とするものでございます。

次に、11ページでございます。

第3表、地方債の補正でございます。

水道未普及地域解消事業につきましては、豊幌地区の水道未普及地域解消事業に係る一般会計からの水道事業会計への出資に係る部分の財源を地方債に求めるものでございまして、事業費の減及び入札結果によりまして、限度額970万円を減じまして、1,540万円とするものでございます。

その下の農業生産基盤整備事業は、田中地区の道営畑総事業で、国の翌債事業及び第4次補正によります追加配分に伴いまして、限度額を530万円増額し、870万円とするものでございます。

この結果、平成23年度の地方債借入総額は440万円を減じまして、8億4,550万円とするものでございます。

次に、26、27ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございます。

このページにつきましては、年度末におけます額の確定、または執行見込みによります整理でございます。

次に、29ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。

一般事務費の増の積立金12万8,000円でございますが、これはふるさとづくり基金の利子の減が16万7,000円と、昨年11月22日からことしの1月4日までの間に、31名の方からいただきましたふるさとづくり基金29万5,000円を積み立てするものでございます。そのほかにつきましては、年度末の整理によるものでございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思ひます。このページにつきましても年度末の整理によるものでございます。

次に、33ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番下でございますが、一般事務費の増の一番下、積立金1,273万円の増でございます。これは昨年12月6日に、松緑神道大和山美幌支部支部長永澤則次様より、しゃきっとプラザの施設整備に役立ててほしいと30万円、また、ふるさと納税制度により12月13日から12月21日までの間で3名の方から2万円を、さらに本年1月16日、美幌町東3条北4丁目19番地にお住まいの小谷テル様より、社会福祉に役立ててほしいと30万円の御寄附をいただきました。この合計62万円と、今後の福祉政策に対する福祉施策への積立金として1,300万円を積み立て、さらに利率の低下による利子の減分89万円を合わせまして、福祉基金へ積み立てするものでございます。

次に、35ページお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。施設維持管理事業費の増、修繕料92万8,000円でございますが、これはコミュニティセンターの特殊建物に係る定期検査で御指摘がありまし

て、排煙窓の改修及び非常用照明器具の取りかえ、修繕を行うものでございます。

4番施設運営事業費の減、修繕料5万円とあります。これは昨年12月21日、美幌町宇青山北51番地にお住まいの谷さつき様より、高齢者福祉のために役立ててほしいと5万円の御寄附をいただきましたので、老人憩いの家の玄関に手すりを設置するものでございます。

一つ飛びまして、7の他会計負担事業費の増、繰出金、介護保険特別会計繰出金1,194万1,000円の増でございますが、これは介護給付費の増に伴う一般会計からの繰出金でございます。

その下の9老人保健医療事業費の増、償還金利子及び割引料の9万7,000円でございます。これにつきましては、平成23年度の老人医療給付費に係る国庫負担金及び道負担金の精算に伴うものでございます。

次に、37ページをお開きいただきたいと思ひます。このページにつきましては、年度末におけます整理でございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと思ひます。

この欄の一番上、美幌・津別広域事務組合負担金37万2,000円の増でございますが、これは火葬場における燃料単価のアップに伴う増額分でございます。

その下の病院事業会計負担金3,710万4,000円の増につきましては、繰り出し基準に基づく額の確定と、不採算診療等に要する経費に係る一般会計からの負担金の増額補正でございます。

3行飛びまして繰出金、個別排水処理特別会計繰出金の30万5,000円の増額でございますが、個別排水浄化槽設置工事に係る分担金及び地方債の減に伴い、一般会計からの繰り出しの増でございます。

その下の2、予防接種事業費の増、賠償金70万円でございます。これにつきましては、平成21年1月28日のBCG接種による健康被害に係る賠償金でございます。

その下の4、健康づくり事業費の増、償還金利子及び割引料の1万2,000円につきましては、平成22年度の女性特有のがん検診推進事業補助金の額の確定に伴う返還金でございます。

次に、41ページをお開きいただきたいと思っております。41ページにつきましては、年度末におけます整理でございます。

43ページをお開きいただきたいと思っております。

中ほどに、道営土地改良事業費の増の負担金の欄の一番下になります。畑地帯総合土地改良事業美幌田中地区分担金1億2,471万2,000円の増額でございます。これにつきましては、道営の土地改良事業に伴うもので、この欄の5行目に美幌田中地区戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業分担金5,000万円の減とありますが、この名称が変更となりましたために、予算の組み替えを行うものと、当初予算に係る事業費の確定の減、さらには翌債事業としまして3,900万円、さらに第4次補正分として3億9,000万円の事業費が追加となったことにより増額補正でございます。

次に、45ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の欄の積立金228万円の増でございます。これは本年2月29日、NPO法人札幌コンベンションネットワークとの森林整備協定に基づき、民間企業9社からいただきました寄附金227万6,000円と基金利子4,000円を、未来への森づくり基金へ積み立てするものでございます。

次の森林施業計画認定等事業費の減の償還金利子及び割引料の8,000円の増でございますが、森林整備地域活動支援交付金の返還金でございます。

次に、47ページをお開きいただきたいと思っておりますが、このページにつきましては、年度末の整理でございます。

次の49ページも同様でございます。

51ページ、53ページも年度末の整理、

55ページも年度末の整理でございます。

57ページをお開きいただきたいと思っております。

上から4段目になります。3、活動促進事業費の増、消耗品10万円の増額補正でございます。これにつきましては、昨年の12月21日、美幌町字青山北51番地にお住まいの谷さつき様から、図書館をいつも利用しているお礼として5万円を、また、本年1月5日に美幌ロータリークラブ会長寺崎正浩様より、青少年向けの図書の充実に役立ててほしいと5万円の御寄附をいただきましたもので、図書を購入するものでございます。

この欄の下から2段目になります。スポーツ振興事業費の増、積立金2,980万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、パークゴルフ場及びゲートボール場の施設整備の基金の積み立てでございます。積立金の利率の低下分として19万3,000円の減と本年度の決算見込み、あるいは財政状況を勘案して3,000万円を積み立てしようとするものでございます。

なお、今回の補正を含めまして年度末残高は1億3,740万6,000円となる見込みでございます。

次に、59ページをお開きいただきたいと思っております。このページも年度末の整理でございます。

それでは、16、17ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。

一番上の町民税の所得割の増、8,740万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、当初予算ベースで給与所得及び農業所得が大幅に伸びたこと、さらに大口配当所得、並びに大口株式譲渡所得等の実績増に伴います増額補正でございます。

その下の償却資産の増、792万9,000円につきましては、農産加工業及び製造業の設備投資による増額でございます。

その下のたばこ税の増、1,828万円の増額補正でございますが、当初予算の見込み



より本数の落ち込みが少なかったことにより増額分でございます。

次の農業費分担金の上から3段目、美幌田中地区戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業分担金の減と、その下の畑地帯総合土地改良事業美幌田中地区分担金4,681万7,000円につきましては、名称の変更と国の翌債事業、並びに第4次補正予算の追加に伴う増でございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

上から4段目になります。社会福祉費負担金の真ん中の介護給付費・訓練等給付費負担金の増、1,100万7,000円の増額でございますが、自立支援に係る介護給付費等の実績増に伴います国からの負担分でございます。

それから、4段下がりまして、2の児童福祉費補助金、次世代育成支援対策交付金の減833万5,000円、その下の子育て支援交付金1,178万8,000円、これにつきましては国の補助金の名称変更に伴う予算の組み替えと、へき地保育所及び子育て支援センターでの補助対象事業費の増に伴う増額分でございます。

その下の農業費補助金、地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金の減の964万円の減と、その下の水利施設整備事業補助金918万7,000円の増額につきましても、これも補助金の名称変更に伴う予算の組み替えで、峠牧場の給水施設の整備に係る補助金でございまして、執行残に伴う整理と合わせまして組み替えを行うものでございませぬ。

一つ飛びまして、社会資本整備費総合交付金の増15万円につきましては、橋梁長寿命化計画に係る補助率が2分の1から10分の6に変更になったことに伴う増額分でございます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思います。

上から4段目、保健衛生費の負担金で、予

防接種事業負担金52万5,000円でございます。これはBCG接種による健康被害に係る賠償金の国及び道の負担分で、国が50%、道が25%でございます。

それから、4段目になります。農業費補助金の上から3行目、食料供給基盤強化特別対策事業補助金の増2,318万円でございます。これにつきましては、道営畑総事業の田中地区に係る国の翌債事業及び第4次補正予算に伴う追加分の補助金でございます。

下から2段目になります。4、道路橋梁費委託金、駒生川関連河川工事委託金1,989万3,000円の増でございます。このページの上から5行目になります。3段目の道路橋梁費負担金の駒生川関連改修工事負担金の減4,494万円とのかかわりでありまして、工事負担金の減、これにつきましては一部工事委託金等の予算の組み替えがあったことに伴う予算の組み替えと、落差工の工事が平成24年度に実施することとなったための調整でございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

上から2段目の生産品売払収入の増425万円の増額につきましては、みらい農業センターにおける農産物の売払収入でございます。

次のふるさと寄附金の増31万5,000円につきましては、昨年11月22日から1月4日までの34名の方々にいただきました寄附金でございます。

その下の社会福祉費寄附金の増65万円につきましては、谷さつき様から5万円、松緑神道大和山様から30万円、小谷テル様から30万円の寄附金でございます。

その下の図書費寄附金の増10万円につきましては、谷さつき様から5万円、ロータリークラブ様から5万円の寄附でございます。

林業費寄附金の増227万6,000円につきましては、NPO法人札幌コンベンションネットワーク様からの寄附でございます。

一つ飛びまして、財政調整基金繰入金の減

4,180万5,000円の減額でございますが、今回の補正に係る財源調整で、年度末残高は7億9,941万円となる見込みでございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思っております。このページにつきましては、年度末におけます整理でございます。

また、町債につきましては、町債補正で御説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 1点だけお聞かせください。

23ページの今、説明いただきました生産品売払収入の増、これはみらい農業センターでということなのではございますけれども、700万円ぐらいだったのではないかなと思うのですが、ちょっと金額が上がっているのです、その要因というのですか、そういうものをもし説明いただけましたら。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） ただいまの御質問ですけれども、当初予算は545万円を当初で計上しておりました。今回425万円の補正をいただいて、合計的には970万円の収入になるということでもあります。その要因といたしまして、当初から収入が伸びているものが、大きく4点ほどございます。

まず一番大きいのが、エンジンの試験栽培をして212万9,000円、伸びております。今回、特にエンジンにおいては生産者組合の中で、実際、生産者とは違うのですが、出量でナンバー2の成績をおさめております。それから、次に大きいのがてん菜、ビートなのではございますけれども、これも試験的に協力してほしいということで、今回作付したことによって121万円の増。それから、男爵、芋でございますけれども、22年度の生

産も含めて結果的には52万1,000円。それから、大正金時がよくて、当初予定したよりも21万1,000円ということで、これらほかの部分も若干ありますけれども、合わせて今回補正をさせていただく425万円の増になったということでございますので、御理解よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 10ページであります。10ページのミニショベル購入費及びショベル用ランバーフォーク購入費についてお聞かせ願いたいのでありますが、補正前と補正後を見ましたら補正後のほうが低い。というのは負担が少なくなったかなというふうに単純に思えるところですが、なぜ極端にこういうふうに。

というのは議員の中でも、分野分野で得意分野がありまして、このショベルはどのぐらいするのだとか、フォークはどのぐらいするのだというような世間相場の値段もわかるものもいるものですから、そういう意味ではもともとの見積もりが、相当勘違いされていたのか、そういうことも含めて単純に下がったからいいということではなくて、その事情があるならあるでお教え願いたいという趣旨で、お聞かせ願えればありがたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 一応、機種選定の部分の中で、どういう事情で下がったという詳しくは手元がないのでわかりませんので、担当来たら御説明しますが、当初、予算で見積もった中と実質ランバーフォーク、要は爪ですね、入れる中の機能的ないろいろな部分の中でどうするかという検討の中で、今回、入れたものが下がったということで、差異、甘かったかというその部分の御指摘については、それぞれの機種選定の中でやっていますので、詳しくは主幹のほうから説明させていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 苦しい答弁になると思いますので、 的にもう1回言ってやめておきますが、たまたま過去に美幌町内のところでもメーカーにもあるにもかかわらず、販売という権利を持って納入するにも相場から2割減とか、これは大ざっぱな言い方ですよ、というケースもあります。そういうところのことも参考意見を、見積もりのですよ、聞きながら精度を今後高めていただきたいということを言って終わります。

○議長（古舘繁夫君） 答弁はよろしいですね。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 27ページのちょっと気になるというのですか、中身がもう1回教えてほしいなと思うのが、27ページの総務費の2目の広報、ホームページ作成業務委託料の減についてでありますけれども、たしかこれ数年前から委託、もしくは外部にお願いしているということでやっていた分で、当初からどんどん金額が下がったり、マイナスになっているのですけれども、これにつきまして大幅なマイナスなものですから、その業務の中で今どのような部分が起きたのかどうなのか、ちょっとお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） ホームページ、それから広報の委託料でございますが、これは年度当初に見積もりをとって、1ページ当たりの単価を設定してやっております。また、ホームページにつきましては、1カ月当たりの単価を見積もり合わせでやってございます。今回、210万2,000円と大きく落ちましたのは、まず広報の契約単価1ページ当たりが、枚数によって違いますけれども、5円46銭から7円ほど単価が下がったということで、通常20ページ、22ページぐらい広報設定しておりますが、単価の減が大きな理由でございます。5円から7円ほど、1枚当たり単価が下がったということで

す。ページによって単価が違うものですから、例えば20ページですと7円下がりました。22ページ、26ページになると5円下がりましたという考え方です。

それと、ホームページにつきましては、当初21万円で予算を設定しておりました。1カ月当たり。それが15万7,000円に下がったということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今の広報の単価につきましては、また次年度予算の関係もありますので後ほどなのですが、途中で単価が下がったという契約というのは、当初の契約に盛り込んだ21万円の契約だったよと。途中で下がりましたというのは、こういうふうに下がるような契約というのは、どういう契約なのか、もう1回お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 当初、予算で見積もりをとった中で計上しておりましたが、実際に発注する段階で、再度見積もり合わせをしております。その中で毎月のページ数が当然違いますので、広報の22ページまでだったら幾ら、20ページだったら幾ら、26ページだったら幾らと、こういう見積もりの取り方をしております。そんな中で、幅が5円から7円下がったということなので、当初予算と比較しての見積もり結果による減ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） 2点ほどお聞かせください。先ほど質問すればよかったのですが、4ページの町道変更の件と、39ページの予防費の（発言する者あり）これ予算にかかわる話ですから、関係なければ質問しないのですが、これちょっとお伺いしておきたいのですが、農道から町道に変更した場合、交付税の関係が出てくると思うのですが、それはどのようにしているのか。た

しか交付税ありますよね、町道……。

○議長（古舘繁夫君） 宗像議員、今、町道の変更の道路のことにかかわる交付税の話ですか。

○10番（宗像密瑠君） はい、そうです。それが歳入の予算の中でどのようにかかわってくるのかをお聞きしたいので、これがどうのこうのではなくて参考意見としてお聞かせいただきたいのと、それがだめならまた別の機会に質問いたします。

それと、予防費の関係の中で、予防接種の問題が起きたときに関してのもうちょっと詳しく御説明いただきたいなと思っています。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 道路の延長で町道認定になった場合の交付税の影響額であります。これはことし延長になったということで、交付税に影響してくるのは次年度からということになりますので、今回の補正には入っておりません。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 39ページの予防接種の関係でございますけれども、予防接種の賠償金、これは先ほど説明申し上げましたとおり、町内の4カ月健診において、平成21年1月28日にBCGの予防接種をして副反応が起きました。これが町が承知したのは、家族から7月28日に10カ月健診のときに、町のほうで報告を受けて、その後、保健所で協議し、関係書類の提出を行ってございます。その後、手続につきましては、21年11月24日に美幌町予防接種健康被害調査委員会がございまして、これは先生方が含まれまして、その中で審議をし、美幌町といたしましては副反応であるということで、21年12月1日、厚生労働省の予防接種健康被害確定申請を行ってございます。

その後、厚生労働省から認定をうけたのが23年7月5日に認定を受けたことに伴い、それまでの治療期間、平成21年3月16日から23年1月9日まで日赤の主治医の診療結果に基づいて、先ほど言いましたとお

り、国の補助金、あるいは道の補助金、それから町村会の補助金等の協議を行って、今現在、道の要綱を待っているところであります。その結果に基づいて、道の要綱がまとまり次第、相手方と示談を交わすことの補正であります。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） 物わかりが悪いので、もう1度お伺いします。

先ほど、予算には関係ないのではないかという話あったのですけれども、ちょっと参考のために聞きたかったものですから。交付税措置としたらメーター何ぼぐらいなのかとか、その辺ちょっと教えていただければありがたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 道路の延長に伴いまして、交付税算定上は延長、それから面積によって交付されるものでありまして、毎年単位費用、単価が変わったり、補正件数が変わったりするものですから、今、幾らということはこちらでは言えませんので、御理解いただきたいと思っております。ふえるのは間違いありませんので。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） 済みません。余分なこと聞きまして、改めて次回にお伺いさせてもらいます。

予防接種のほうなのですけれども、それでもう1度教えてください。国が50%の道が25%ということになりますと、70万円のうちの52万5,000円、我が町は1円も出していないということなのか、その辺ちょっと。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 大変申しわけございません。残りの25%については、町村会の相互賠償責任保険で対応されることになってございます。それとあわせて、先ほど

ちょっと、子供の状況なのですけれども、完治してございますので、御報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第5号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第6号

○議長（古館繁夫君） 日程第10 議案第6号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の61ページをお開き願います。

議案第6号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億2,803万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

72、73ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、主に年度末における事務事業の確定等によるものでございます。

上から2段目の退職被保険者等療養給付費の744万4,000円の増、その下の退職被保険者等高額療養費528万3,000円の増につきましては、高額な治療に係るレセプトの大動脈疾患、脳血管疾患等による単価の増及び受診件数の増によるものでございます。

75ページをお開き願います。

75ページの補正につきましては、年度末における事業の確定による補正であります。

次に、77ページをお開き願います。

2段目の直営診療施設勘定繰出金1,500万1,000円の増につきましては、直営診療施設の国保病院が行う保険事業、それから直営診療施設運営費の医師確保の支援、休日夜間救急患者の受け入れ態勢に対する支援、それから直営診療施設整備のCT、透視監視装置の医療費分に対する国及び道の特別調整交付金の増によるものでございます。

歳出は、以上であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

68、69ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

69ページの保険税でございますけれども、医療給付費、介護給付費、後期高齢者支援金、これについてとその下の退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費、後期高齢者支援金分につきましては、主に農業所得、資産割、均等割及び平等割の増によるものでございます。

その下の4行目の直診施設健康事業交付金476万4,000円の増、及びその下の直診施設設備整備交付金の増につきましては、先ほど歳出で説明申し上げましたとおり、国からの財政調整基金として交付されるものの増でございます。

一つ飛んで、災害臨時特例補助金の36万

2,000円の増につきましては、東日本大震災被災者受け入れ1家族に対する国民健康保険税の減免及び一部負担金免除に係る分、8割が補助金に増額されるものでございます。

71ページをお開き願います。

上から3行目の直診施設設備整備交付金についても、先ほど御説明申し上げましたとおり、直診施設設備整備のCT、透析監視装置の医療機器部分が、道から財政調整交付金として交付される増でございます。

一番下の国民健康保険基金繰入金3,074万5,000円の減につきましては、国民健康保険税の増により、基金から繰り入れを減額しようとするものであります。

今回の補正により、23年度末基金残高の見込みは、3億4,351万4,000円の見込みであります。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第7号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第7号平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の79ページをお開き願います。

議案第7号平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成23年度の美幌町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,359万円を追加し、歳入歳出それぞれ13億5,337万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

92、93ページをお開き願います。

93ページの一番上の一般事務費の介護保険システム改修委託料309万8,000円の増につきましては、平成24年4月から介護報酬の改定に伴い、電算システムプログラムの改修委託料の増であります。なお、2分の1が国庫補助金の対象となります。

一番下の居宅介護サービス給付費6,928万7,000円の増につきましては、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス、福祉用具、住宅改修サービス、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、地域密着型サービスの利用人数の増に伴うものであります。

次に、95ページをお開き願います。

一番上の施設介護サービス給付費584万5,000円の増につきましても、利用者実績増によるものでございます。

その下の居宅介護予防サービス給付費1,051万3,000円の増、その下の高額介護サービス費115万2,000円の増、その下の高額医療合算介護サービス等費388万4,000円の増につきましても、各種介護保険サービス給付費の利用の実績増によるものでございます。

97ページをお開き願います。

上から3段目の介護予防事業の消耗品5万

円の増につきましては、平成24年1月27日に、美幌町字青山南17番地の15にお住まいの遊佐守様から、故遊佐とま様が、生前訪問看護や訪問介護などの介護サービスにお世話になったということで、介護保険事業に役立ててほしいということで、5万円の御寄附をいただいたところでございます。そのことにより、今回、介護予防事業のストレッチ用マットを購入しようとするものでございます。

99ページをお開き願います。このページにつきましては、年度末における事務事業の確定による補正であります。

歳出は、以上であります。

歳入について御説明申し上げます。

86、87ページをお開き願います。

87ページの主なものにつきましては、歳出の各種介護サービスの給付費の増に伴い国庫補助金、社会保険診療報酬支払基金同負担金の増でございます。

89ページをお開き願います。

上から3行目の一般会計繰入金、介護給付費の繰入金1,157万3,000円の増につきましては、介護給付費の12.5%を町から繰り入れするものでございます。

中ほどの介護保険基金繰入金367万7,000円の減につきましては、今回の補正に伴い介護保険基金繰入金を減額するものでございます。

なお、平成23年度末基金残高につきましては、7,112万8,000円の見込みであります。

一つ飛んで、前年度繰越金2,118万1,000円の増につきましては、今回の歳出の財源を平成22年度、前年度繰越金の決算額を充当するものでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第7号平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第12 議案第8号

○議長（古館繁夫君） 日程第12 議案第8号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の101ページをお開きください。

議案第8号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行うとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,161万5,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ9億5,860万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

歳出では、公課費の消費税確定申告の減額、終末処理場維持管理事業費、光熱水費、業務委託料の執行減、及び入札執行残による減額、建設費の業務委託料、長寿命化策定業務委託料の執行残等の整理を行うものであり

ます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくをお願いします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第9号

○議長（古舘繁夫君） 日程第13 議案第9号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の115ページをお開きください。

議案第9号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ310万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,628万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」で御説明いたしますので、118ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表、地方債補正であります。

起債の目的であります個別排水処理施設整備事業でありまして、入札残等の整理をしまして、補正後の限度額を250万円を減額し、3,720万円とするものであります。

次に、124ページ、125ページをお開きください。

3、歳出。

1款1項1目の1、一般管理の中の貸付金68万円の減であります。水洗便所改造資金等の貸付金、利用者の減に伴う預託金の減であります。当初4件の予定でしたが1件のため、減額するものであります。

その下、3目建設事業費の中の個別浄化槽設置工事242万9,000円の減であります。浄化槽の人槽規模の縮小、及び入札執行残に伴う減であります。

次に、122、123ページにお戻りください。

2、歳入。

1款1項の個別排水処理施設受益者分担金23万円の減であります。浄化槽設置人数規模の縮小に伴う受益者分担金の減であります。

その下、2款1項1目使用料4,000円ではありますが、確定に伴う減であります。

その下の一般会計繰入金30万5,000円の増ではありますが、維持管理事業費及び建設事業費の不足分の増額であります。

その下、水洗便所改造資金貸付金68万円の減ではありますが、水洗便所改造資金貸付利用者の減に伴う預託金の減額補正であります。

その下の町債につきましては、第2表の地方債補正で説明しましたので省略させていた



できます。

以上、御説明いたしましたので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めま  
す。

これから、議案第9号平成23年度美幌町  
個別排水処理特別会計補正予算（第3号）に  
ついてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の  
方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決さ  
れました。

---

#### ◎日程第14 議案第10号

○議長（古館繁夫君） 日程第14 議案第  
10号平成23年度美幌町水道事業会計補正  
予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の12  
7ページであります。

議案第10号平成23年度美幌町水道事業  
会計補正予算（第3号）についてを御説明申  
し上げます。

今回の補正につきましては、年度末事務事  
業の確定等による執行残等の整理を行おうと  
するものであります。

総則。

第1条、平成23年度美幌町の水道事業会  
計補正予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、平成23年度美幌町水道事業会計  
予算（以下「予算」という。）第2条に定め  
た業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水  
量、主要な建設事業は、記載のとおりであり

ます。

収益的収入及び支出の補正、第3条、次の  
ページ、128ページであります資本的収入  
及び支出の補正、第4条につきましては、補  
正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上  
げます。

129ページをお開きください。

企業債の補正。

第5条、起債の目的であります水道管路整  
備事業ですが、入札の結果及び補償工事費路  
線減による借入予定額が減額となったことか  
ら、補正後の限度額を1,070万円減額  
し、2,880万円とするものであります。

その下の水道施設整備事業、補正の限度額  
を入札の結果により260万円減額し、限度  
額を2,170万円とするものであります。

その下の水道未普及地域解消事業、補正後  
の限度額を補助事業費の減及び入札の結果に  
より2,620万円を減額し、7,000万円  
とするものであります。

合計を3,950万円減額し、1億2,05  
0万円とするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正。

第6条につきましては、記載のとおりであ  
ります。

130、131ページをお開きください。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的収  
入及び支出の収入であります。

1款1項1目給水収益1,000万円の増  
であります。今年度1月末までの使用実績  
によりふえることから増額補正をするもので  
あります。

他は、実績及び見込みによるものでありま  
す。

次に、132、133ページであります。

2項3目配水管折損賠償金は、本年度3件  
が発生しております。

次のページ、134、135ページをお開  
きください。

収益的収入及び支出の支出であります。

浄水場乾燥汚泥収集運搬委託料は、処理実  
績の減。

その下の手数料から材料までは、入札執行残及び数量確定による減。

一番下の固定資産除却は、本年度の配水管布設がえ及び補償工事の実施に伴う旧資産の除却が、実施延長及び対象路線減による減額補正であります。

次に、136、137ページをお開きください。

2項営業費用、支払消費税の増であります。給水収益課税売上げの増と、工事請負費等の課税仕入れの確定によるものです。

138、139ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。

企業債から出資金までは、事業確定見込みによります減額補正であります。

次の140、141ページです。

資本的収入及び支出の支出であります。

建設改良費の工事請負費は入札執行残、補償工事対象路線の減による補助事業費の減による減額補正であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） ページ数から言ったら、139ページと141ページ絡めてお聞きしたいことは、水道未普及地域解消事業ということであります。

例えば、139ページで関連してあれば、企業債が減額になったりしているのはわかるのですが、鶏が先か卵が先かみたいな話で申しわけないのですが、事業が減ったから国庫補助金が減ったのか、あえて言えばですよ。補助金がもらえなかったから事業費が減ったのか、そこら辺の絡み、もう少しお教え願えないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今回の未普及工事、当初うちのほうで概算要望していた金額より、実質の要望内示額が減ったということの部分の事業量の減がまず一つありま

す。当然、内示額が決まった後の入札執行残ということで減額ということで、減額額が大きいのは基本的に内示額が減った理由ですね。当初、うちが要望していたやつが、今年度の平成23年の予算の中では認められなかったと、その部分は次年度にまた要望しますけれども、そういうことでございます。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） お金を出してくれるところには勝てないとは思っていますが、これはそこに座っていらっしゃる町長が渾身込めて、これを邁進したいという思いですので、次年度も引き続き強く要望をさせていただきたいなという意見まで添えて、やめておきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、建設水道部長から説明ありましたとおり、国の予算自体が減ったということで事業に影響あったということで、もちろん私も出札した折には担当のところに行って、何とかこの分を翌年度で150%の予算を頼むということをお話、お願いをしております。また、道議の先生にもいろいろ地域事情をお話しして、何とか新年度にはいい結果もたらせるように、引き続き努力してまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第10号平成23年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第15 議案第11号

○議長（古館繁夫君） 日程第15 議案第11号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案149ページをお開き願います。

議案第11号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末における執行見込みによる予算の整理と収益的収支の不足額を一般会計に求めるため、昨年と同様に3,000万円を不採算繰入金として補正するものであります。

なお、今回の補正により、収益的資本的収支における町からの繰入金総額から交付税措置額を除く町負担額が、昨年6,975万3,000円に対し、本年度は4,688万8,000円となる見込みであります。

第1条、平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務予定量の年間患者数及び1日平均患者数、第3条の収益的収支の補正額につきましては、記載のとおりであります。

150ページをお開き願います。

第4条として、今回の補正による資本的収支の不足額に対し、過年度分損益勘定留保資金で補う金額、及び資本的収支の補正額につきましても記載のとおりであります。

第5条の債務負担行為の補正であります。

リース物件として、生体情報モニターについては更新しなかったことによる補正を、床頭台については額の確定による補正を行おうとするものであります。

第6条の企業債の補正につきましては、執行額確定による限度額の補正を、第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費、第8条の他会計か

らの補助金の補正についても記載のとおり、執行額確定による補正であります。

次に、153ページをお開き願います。

医業収益の補正についてであります。

入院収益、外来収益は、決算見込みによる減額補正を行いますが、手術施設基準の不足などで入院単価の増加、外来単価の増加により決算見込みでは、ほぼ前年度と同様の収入になる見込みであり、そのほかは決算見込みによる補正をそれぞれ行うものであります。

次に、155ページをお開き願います。

医業外収益についてであります。

国保会計補助金については、病院が実施した健康管理事業、インターネットによる医師確保対策、休日夜間における代替医師の賃金などが、国保特別調整交付金の補助金の採択となったため増額補正を、一般会計負担金のうち不採算地区病院の運営に要する経費については3,000万円を、不採算繰り入れとして増額補正をするものであります。

今回の補正により、当初予算の交付税措置相当額6,732万円と合わせて、昨年同様9,732万円の繰入額となります。そのほかは、執行見込みによる補正であります。

次に、157ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

減価償却については、地方公営企業法の改正により、5%の減価残存価額に係る償却方法が1円までとなり、未償却調整に係る償却分として補正を行うものであります。それ以外の経費については、執行見込みによる補正を行うものであります。

次に、159ページをお開き願います。

資本的収入の補正であります。

企業債の補正については、執行額の確定による減額補正を、国保会計補助金についてはCT及び透視監視装置の医療機器の購入につき、国保特別調整交付金の補助金が採択となったため、補正を行おうとするものであります。

次に、161ページをお開き願います。

建設改良費につきましては、医療機器等の

購入に係る執行額の確定による減額補正を行うものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） ただいまの説明の中で、交付税措置されたものを除けば、町の負担額は昨年と比べて2,286万5,000円ほど減るということで、大変うれしい話だというふうにとめておりますが、主な原因についてだけ御説明をいただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 今の御指摘でありますけれども、繰入額そのものは減っている状況にありますけれども、資本的収支の不足額が約4,000万円ほどございます。これについては、平成22年度に現金繰越金が1億6,000万円ほどございましたので、内部留保資金を充てるということは、とりもなおさずその留保資金を取り崩すということになりますので、額面上からいけば町の補助金は減ったものの、その反面、内部留保資金を充当するということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 同じ項目の内容であります。

今、説明の中で内部留保、企業において内部留保がある一定水準を将来切るということは決してよくない、そういう水準という額も含めて、やっぱり一定額は常に確保しておくべきだということも今後、これ質疑になるのか、意見ということになるのかはわかりませんが、そこら辺も微妙なバランスというものがあるかと思っておりますので、設置者である町長におかれても肝に銘じて、どうあるべきかは今後も含めてお考えになっていただ

きたいなという意見に等しいのですが、言わせていただきます。終わり。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 内部留保1億6,000万円あってというお話ですけども、いずれにしろ一般会計から持ち出さないと、運営自体難しいところです。病院も先生方もふえて、経営もこれからは何とかよくなるのではないかと期待をしておりますので、内部留保、本当に純粋な内部留保できるほど頑張っていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第11号平成23年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開を1時30分といたします。

午後12時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第12号から

日程第39 議案第35号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第16 議案第12号美幌町住民投票条例の制定についてから、日程第39 議案第35号平成24年度美幌町病院事業会計予算についてまでの24件は、いずれも新年度関係の議案であります

ので、この際、一括議題とします。

これから、平成24年度町政執行方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日ここに、平成24年度一般会計ほか特別会計及び事業会計予算並びに、これらに関連する議案の御審議をいただき平成24年第2回美幌町議会定例会に当たり、町政執行の基本方針と主な施策の概要について申し上げ、議員並びに町民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年5月、町政2期目の所信表明で申し上げましたように、ふるさとびほろで、町民の皆さんが安心・安全に住むことができ、将来に希望や夢の灯りがともる、小さくてもキラリ夢輝くまちづくりを目指し、その実現のために基本目標として五つの約束を掲げ、任期中に実現することを町民の皆さんにお約束をいたしました。

第1に、地域基幹産業の振興と町内企業を応援、資源を生かし、びほろの活性化を図ります。

第2に、地域医療の充実を図ります。

第3に、健康づくりの推進と介護、福祉の充実を図ります。

第4に、自治会、ボランティア、NPOなどの地域活動を応援し、地域力の結集を図ります。

第5に、安心・安全で「住んでいいなあ」と実感できるまちづくりを目指します。

以上の五つの約束と、さらに主な38の事業の取り組みについて、実現に向け全力を傾注していく覚悟であります。

限られ予算と2期目の任期の中で、町民の皆さんの願いを形にして、夢を紡いでいくのが私に与えられた使命であり、そのためには軸足をこの町に置き、町民の皆さんと向かい合い、多くの力を結集すること、すべては話し合うことからを基本にスピード感を持って、そして前へ向かって全力を尽くしてまい

る所存であります。

我が国の経済は、平成20年秋の世界同時不況以降実施されてきたさまざまな経済対策により、徐々に景気回復の兆しが見え始めた矢先、昨年3月に発生した東日本大震災によって、経済活動は再び大きな打撃を受け、国は復興を主体に第4次にわたる補正予算を組むなど取り組んできましたが、いまだに景気回復を実感することができず、被災地に対する本格的な復興への道筋は示されていない状況であります。

このような状況の中、平成24年度の国の予算では、日本再生元年予算と位置づけ、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むとされたところであります。

また、地域主権改革の推進、及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から地方消費税を充実するとともに、社会保障と税の一体改革を推進に加え、公務員やサラリーマンなど職業で分かれていた年金を一本化し、月額7万円の最低保障年金を組み合わせる新年金制度の創設や、住民自治の確立に向けた地方税制制度改革などを進めるとされたところであります。

このような状況の中、平成24年度本町の予算編成に当たっては、総合計画後期実行計画の2年目、現財政運営計画の最終年、財政健全化法適用の5年目、そして美幌町自治基本条例施行後2年目との位置づけのもと、総合計画マニフェストの推進を基本に、既存事業ありきの前例踏襲主義からの脱却を図り、将来にわたって健全財政の構築を目指すことを重点に取り組むとともに、困難な事案に目をそらさず、問題を先送りせず、今を大切に、将来を見据え、まちづくりに取り組んでまいる所存であります。

次に、平成24年度予算及びそれらに関連する主要な施策について御説明申し上げます。

第1、元気で働き、豊かなまちについて。  
保健。

保健事業として、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを初め、ジフテリア、百日ぜき、破傷風混合ワクチン、麻疹・風疹ワクチン、高齢者を含むインフルエンザの各種予防接種事業を継続してまいります。

また、脳ドック、胃がん及び肺がん検診の実施のほか、大腸がん、乳がん及び子宮頸がん検診については、5歳ごとの節目の方を対象に引き続き無料クーポン券を発行するとともに、前立腺がん検診については新たに自己負担の一部を助成しながら、早期発見・早期治療による医療費削減に努めてまいります。

特定健診では、平成24年度から集団検診において、貧血、尿潜血の2項目を、個別検診では心電図、貧血、尿潜血の3項目を追加し、検査項目の充実を図るとともに、農繁期などで受診できない町民に対して、冬期における土日に集団検診を実施し、受診機会の拡大を図ってまいります。

自殺予防対策では、北海道自殺対策行動計画に基づき、北見保健所から平成23年3月に、北見地域自殺対策取り組み方針が示されたことを受け、本町においても平成24年2月16日に、美幌町自殺予防対策推進会議を立ち上げ、関係機関との情報交換を行うとともに、精神保健福祉士による健康相談、自殺予防ゲートキーパーの育成、講演会の開催、啓発用パンフレットの作成など、自殺予防対策の推進を図ってまいります。

母子保健事業につきましては、14回の妊婦一般健康診査及び交通費の助成や、80歳で20本以上の歯を維持することを目的に定められた北海道歯・口腔健康づくり8020推進条例に基づき、平成23年度は北見保健所からフッ化物洗口推進重点地域の指定を受け実施してまいりましたが、平成24年度からは町が主体となって実施をしてまいります。

健康づくり事業としましては、しゃきっと

プラザ運動指導室利用者の増加に伴い、3階ロビーの有効活用を図りながら教室内容の充実を図るほか、新たなヘルスリーダー養成と栄養改善の普及を目的とした健康講座内容の充実を図ってまいります。

さらに、美幌町健康増進計画の評価年に当たり、より町民のニーズや健康課題を反映するため、緊急雇用創出推進事業を活用して、アンケートの実施と分析により、健康増進計画の見直しを行うとともに、各種検診の受診奨励や健康教育の充実を図り、町民の健康づくりを積極的に推進してまいります。

医療。

国保病院の医師確保につきましては、地域医療を守る観点から道内医育大学など各種関係機関との協議や、さまざまな媒体による募集を行ってきた結果、平成22年度の常勤医師3名の採用に引き続き、新年度も将来を見据えた医師確保のため内科医師の採用を行いながら、診療体制の充実と病診・病々連携の強化と予防事業への参加及び在宅医療など、包括的医療システムの確立を目指すとともに、厳しい経営環境の改善に努めてまいります。

また、医療機器更新計画に基づき、電気メス、自動血液測定装置などの更新を初め、新たにマンモグラフィーの導入により、乳がんの早期発見・早期治療の体制強化を図ってまいります。

平成21年度に道東圏、道北圏に導入されたドクターヘリについて、北網地域は地理的要因などから空白地域となっておりましたが、このたび北見赤十字病院改築に当たり、ヘリポートの設置が計画されたことから、北網地域の2市8町の自治体で協議した結果、全会一致で救急現場での治療及び救急搬送時間の短縮などを含めた救命医療を行うドクターヘリの必要性が確認され、釧路総合病院を基地病院とする「道東ドクターヘリ運航調整委員会」へ経費の一部を負担し、参加することといたしたところであります。

さらに、救急告示公的病院等と、美幌・津

別広域事務組合との円滑な連携のもと、社会医療法人明生会が運営する網走脳神経外科及び道東脳神経外科病院に対し、特別交付税措置による救急告示公的病院等運営費補助金を創設し、救急医療の安定的確保及び脳疾患による障害の軽減を図るとともに、医療費削減を図ってまいります。

農業。

農業を取り巻く環境は、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）問題が大きく取り上げられ、我が国の農業とコスト面に大きな格差がある関係各国との交渉は、非常に厳しいものになると考えられております。

T P P参加によるオホーツク管内の影響額につきましては、さきにオホーツク総合振興局が、農業への直接的影響額は1,000億円を超え、関連産業や地域経済に与える影響を合わせますと約4,000億円にも及び、約3万1,000人の雇用が失われると試算しております。本町でもこれに準じ影響額を試算した結果、単年度で約308億円を超える影響額となったところであります。

農業、農村の崩壊は地域の存亡そのものであるとの認識の上、引き続き影響の大きさを訴えるとともに、締結阻止に向けて各界、各分野との連携を強めた取り組みを行ってまいります。

こうした状況の中、本町の主要作物であるてん菜は、労働環境が厳しく反収も減少し、作付意欲の減退と他の作物への転換が進んでいることから、地域経済に大きく影響を与える製糖工場の安定操業のため、平成23年度に引き続き作付面積の確保を図るためのてん菜作付奨励事業補助金を継続してまいります。

また、てん菜製糖工場が設置されている道内8市町が、昨年、北海道てん菜進行自治体連絡協議会を設置し、てん菜作付振興を総合的に推進するとともに、北海道による産地資金の継続支援など、今後の対応策について取り組んでまいります。

さらに、美幌町では発生していませんが、

北海道のバレイショ生産において大きな問題となるジャガイモシストセンチュウの発生が拡大しており、被害の拡大防止や密度低減及びシストセンチュウ抵抗性品種の作付が課題となっております。このことから、北海道においても新品種の栽培技術普及の実証展示圃の設置や、研修会の開催などの対策を講じるため、新年度において「北海道シスト抵抗性品種作付拡大対策協議会」を設置する運びとなっております。

また、でん粉原料用バレイショの作付減少が進んでいることから、管内の市町村、農協及び関係機関で構成する「でん粉原料用馬齢しょの安定生産に向けた協議会」を設置し、管内のでん粉原料用バレイショの生産確保及びバレイショでん粉の安定供給に協力してまいります。

環境に優しい農業として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した有機農業や土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用量低減に一体的に取り組むエコファーマーに対し、環境保全型農業直接支援対策事業により支援を行ってまいります。

みらい農業センターでは、地域に適合した高収益作物として、国内アスパラの端境期となる11月出荷産地を目指す、伏せ込みアスパラ栽培に引き続き取り組むとともに、新年度においても緊急雇用創出推進事業により、農作業における労働力不足の解消と障害者の雇用創出を図るため、サヤインゲンの収穫及び選別作業を実施してまいります。

農業生産基盤整備事業につきましては、道営土地改良事業により美禽地区及び田中地区を初め、新規地区として豊栄地区における暗渠排水、客土、区画整理、除れきなどを実施いたします。また、新年度より、昭美地区の土地改良調査計画事業に取り組み、経営基盤の整備及び生産性の向上を図ってまいります。

畜産。

畜産振興事業としましては、堆肥舎などの家畜ふん尿処理施設に係るリース料への助成

や、酪農ヘルパー利用者に対する助成を始め、肉用牛繁殖素牛の導入助成の継続により、酪農家の安定経営と畜産振興を助長してまいります。

美幌峠牧場については、指定管理者制度により、本町が株式会社美幌峠牧場振興公社を指定管理者に指定し、運営を行ってまいりましたが、預託牛の減少により厳しい経営状況が続く、今後のあり方を検討した結果、公社での運営は困難であるとの判断をいたしたところであります。

その間、経営の移譲を含めた牧場としての多様な利用の検討をしてまいりましたが、残念ながら具体的な利用につながるものはなく、新年度からは冬期の舎飼を休止し、夏期の放牧のみを直営で運営するとともに、引き続き民間を含めた牧場としての多様な利用を目標に努力してまいります。

林業。

美幌町、滝上町、足寄町及び下川町で設立しました、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会において、企業が排出する二酸化炭素排出量を4町の森林で吸収し、企業が植林などに要する経費を負担するカーボンオフセット制度と、国内オフセット・クレジット制度（J-V E R）による企業との森林パートナーズ協定の締結を推進してまいります。

また、昨年導入しました峠の湯「びほろ」のチップボイラーについて、森林所有者と燃料用チップ・ペレットの加工業者が間伐材の安定取引協定に基づき、燃料用間伐材を伐採、搬出、運搬のコストに見合う価格で安定的に取引する取り組みに対し、2カ年間の間伐材安定供給コスト支援事業により、昨年度に引き続き森林組合へ助成してまいります。

商工業。

歴史的な円高と、欧州の債務危機を初めとして世界的に経済が低迷する中、道内の経済成長も9年連続のマイナスとなっており、依然として景気の回復が見られない状況となっております。このような中、本町の中心市街地は空洞化や後継者不足、消費の低迷などの

課題も多く、この対策として各商店街が開催するイベントに対し引き続き助成し、商店街の活性化を図ってまいります。

また、平成22年度、国の経済危機対策で実施しましたプリペイドカードチャージ事業は、町内での消費拡大に大きな効果が見られたことから、新年度についても継続して実施し、商業の振興を図ってまいります。

さらに、中小企業相談所への助成を初め、中小企業の運用資金確保のための融資貸付事業、融資利子補給事業、空き店舗活用事業補助の商工業振興策についても、引き続き支援してまいります。

観光。

北網地域全体の観光振興などを図るため、2市8町で設立しました、北網地域活性化協議会の新年度の事業として、首都圏において北網地域の物産と魅力をPRし、地域の認知度の向上及び観光客の誘致並びに特産品の販売促進を図るため、北網地域物産等PR事業を実施いたします。

また、各市町で開催するふるさと祭りなどのイベント・事業において、それぞれの地域の特産品を提供し、各市町が連携したPRを行うことにより、集客と地域住民との交流を促進する北網地域10市町ふるさと活性化交流事業を引き続き実施し、新たな取り組みとして、販売型市町村ガイド「チビスロウ事業」の実施を計画いたしております。

観光イベント事業としては、33回目を迎える美幌観光和牛まつり、21回目を迎えるびほろ冬まつり、3回目となります納涼花火大会など、地域の活性化を図るため継続支援してまいります。

産業創造。

雇用対策として、雇用の場の確保及び通年雇用化の促進を図るため、美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会への支援を初め、春先及び冬期間の就労対策として、道路、公園及び公共施設の維持管理分野への雇用を促進し、季節労働者の生活安定を図ってまいります。



また、観光物産協会が取り組む、美幌豚を使った美幌ブランド特産品の開発に対し、新年度も引き続き支援するとともに、本町の特産品PRのため、札幌で開催されます各種特産品出店イベントへの参加支援と、昨年引き続き札幌狸小路商店街が協賛して実施しております道産品アンテナショップの「道産食彩HUG」に出店いたします経費について支援してまいります。

第2、たがいに助け合い、温かなまちについて。

児童福祉。

子育て支援については、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て支援センターでの育児不安の相談及び子育てサークルへの支援や情報提供を初め、一時預かり保育の利用者が増加してきていることから、指導体制の強化を図ってまいります。

また、健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導や体力増進指導を行う児童センターの運営を初め、発達におくれのある幼児に対する療育支援を行う「こども発達支援センター」や「幼児ことばの教室」の運営により、児童の健全育成を図ってまいります。

保育。

美幌・東陽の両保育園では通年保育所として、それぞれ60名の定員に加え、弾力運用体制をとるとともに、障害児の受け入れ態勢と平日は午後6時まで、土曜日は午後4時までの長時間保育を引き続き実施してまいります。

また、季節保育所、へき地保育所及び学童保育所においても、障害児の受け入れ態勢の強化を図るとともに、NPO法人ひまわり保育園が行っているゼロ歳児、低年齢児保育を初め、利用者に対する認可外保育所利用者補助金及び障害児の受け入れ保育に対する助成など、子供の健全育成に努めてまいります。

青少年育成。

次代を担う青少年の教育事業は、小学生を対象として公共施設に宿泊しながら通学する通学合宿や、美幌科学の祭典実行委員会が開

催する「おもしろ科学の祭典inびほろ」、家庭・学校・地域が一体となって、地域の子供は地域で育てるという観点に立ったコミュニティスクール事業の推進、さらには子供を対象としたマナセン講座、子どもちょっと体験教室の開催などにより、青少年の主体性を高める活動を支援してまいります。

また、青少年育成事業としまして、地域安全パトロール隊リトルウイング及び関係機関との連携により、新入学期やイベントでの巡視活動、さらには中学生との合同巡視活動のほか、青少年育成専門推進員を配置し、青少年育成協議会など関係団体との連携を図り、事件事故を未然に防ぐ活動支援など、町民総ぐるみ運動を展開してまいります。

地域福祉。

自治会単位で設置しております、助け合いチームに対する支援として、高齢者住宅の間口除雪用小型除雪機を5年間で21台整備することとしております。昨年度までに11台の導入を図り、新年度は5台の導入を予定し、助け合いチームの協力をいただきながら、高齢者住宅の除雪対策を進めてまいります。

高齢者福祉。

本町の高齢化率は、平成23年1月末で27.4%、平成24年1月末では28.2%と0.8%の伸びを示し、急速に進む超高齢社会の到来に対し、高齢者が地域で安心して住み続けることができるよう、特に認知症支援対策の充実のため、地域生活支援体制の整備などといった重点事項を柱にした地域包括ケアシステムの実現に向けて、平成23年度に策定した美幌町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき、町民みんなで支え合い、長生きを楽しめるまちづくりを目指した福祉施策を展開してまいります。

本年度の事業としましては、在宅高齢者が安心して自立した生活を確保するため、特定高齢者訪問介護、入浴サービス、移送サービス、独居老人などの除雪、緊急通報装置の設置事業などを実施してまいります。

さらに、敬老会の開催、老人福祉バスの運行、老人憩の家での自立者デイサービスなどの生きがい対策事業を初め、介護者の負担軽減を図るための認知症高齢者やすらぎ支援事業、シルバーハウジング生活援助員派遣業務の委託、高齢者の総合的な相談支援を行うための地域包括支援センター業務の委託などを引き続き行ってまいります。

平成22年度に経営移譲いたしました特別養護老人ホーム緑の苑は、社会福祉法人恵和福祉会による移転改築が平成24年2月に完成したことに伴い、多床室建設に係る移転改築事業補助金及び多床室運営費補助金として恵和福祉会へ助成するとともに、社会福祉法人等利用者負担軽減制度による低所得者利用者負担額軽減事業補助金、さらに急激な利用者負担増加を緩和する緑の苑ユニット型個室利用者負担激変緩和事業補助金により、利用者の負担軽減を図ってまいります。

また、介護保険では新型特養がオープンしたことや、町内に認知症グループホームの介護サービス事業所が充実してきたこと、さらに介護報酬が平均1.2%アップすることに加え、平成24年1月末で美幌町の要介護認定者65歳以上の人口が16.0%となり、今後、居宅介護サービス、施設介護サービスの利用の伸びが予想されることから、平成24年から平成26年までの3年間の保険給付費用を試算した結果、月額基準保険料で500円アップの3,700円に改定させていただくことで、新年度から町民の皆さんに御理解をいただき、お願いするものであります。

#### 障害者福祉。

平成24年からの障害者自立支援法の改正に伴い、本町においても平成24年3月に、第3期美幌町障がい福祉計画を策定し、住みなれた地域で安心して生活を送るために、生き生きと生活できる環境をつくるために、地域全体で障害者を支えるための三つの基本目標を掲げ、障がい者福祉サービスや地域生活支援事業を推進してまいります。

また、新年度は緊急雇用創出推進事業によ

り、廃棄物処理場における障害者のペットボトル選別作業の支援を行う指導者の配置を初め、障害児等在宅支援事業所において障害者の生活支援や保護者の負担軽減を図る放課後等デイサービスに加え、居宅介護サービス事業で療育的な支援を行うため保育士を配置するほか、障害者などが土・日・祝日に気軽に集える交流活動センターにおいて、菜の花栽培による食品の製造を行うため支援員を配置するなど、3本の事業を実施いたします。

さらに、人工透析を受けている方や障害のある方の交通手段として、福祉ハイヤー利用交通費の助成を初め補装具の購入費助成、日常生活用具給付の支援、及び心身障害者の通院交通費助成などを支援してまいります。

障がい福祉サービス事業では、相談支援事業、移動支援業務、日中一時支援業務、訪問入浴サービス業務などの地域生活支援のほか、総合的に障害者が地域で自立した生活が送れるよう支援してまいります。

#### 社会保障。

国は、少子高齢化の進行を初めとして社会経済情勢が大きく変化する中、国民生活の安心を確保するために、社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む、社会保障と税の一体改革についての法整備を進めております。

このような状況の中、後期高齢者医療制度について、北海道後期高齢者医療広域連合では、平成24年4月より所得割の伸びを抑え、中間所得層の負担を緩和するため、保険料の限度額を現行の50万円から55万円に引き上げ、所得割については現行の10.28%から10.61%に、均等割は4万4,192円から4万7,709円に改正されることとなっております。

#### 住民活動。

地方分権社会の形成に向けて地域と行政の連携は不可欠であり、地域に密着したきめ細やかな自治会活動の育成助長を図るとともに、昨年制定の自治基本条例に基づき、町民主体、情報共有、参加、協働の四つの基本原

則を柱に、まち育講座の開催やまち育新聞の発行などに加え、地域サポーター制度とあわせて、町民が主役のまちづくりを推進してまいります。

また、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、男女が対等な立場でともに参画できる社会の実現に向けた、第3次びほろ男女共同参画プランの推進を図ってまいります。

国際交流。

平成23年度は、東日本大震災の影響で実現できませんでしたが、新年度はケンブリッジへの交換留学生2名の派遣及び受け入れを行い、国際化社会に向けた人材育成に努めてまいります。

また、美幌町国際交流推進委員会が隔年で実施しております国内外研修交流事業につきましては、新年度、高校生6名を予定し、フィリピンの生徒と交流を深め、国際化に対応できる子供たちの育成を図るため、渡航費用の一部について助成を行ってまいります。

第3、きまりを守り、明るいまちについて。

交通安全。

平成23年は、本町での交通事故死はゼロでありましたが、悲惨な交通事故を未然に防ぐため、常勤の交通安全指導員を配置し、交通弱者といわれる高齢者、幼児及び児童・生徒を対象とした交通安全教室や自転車教室を開催するとともに、交通安全指導員及び高齢者ボランティア交通安全指導員の方々による通学路や交差点での交通安全指導、さらには多くの町民の方々の協力を得て実施します「おはようコール旗の波運動」など、町民一丸となって交通安全運動に取り組んでまいります。

消防・救急。

消防救急無線は電波法の改正により、現在のアナログ方式の使用期限が平成28年5月31日までとされ、デジタル化への移行が進む中、美幌・津別広域事務組合においては、デジタル化に向けた検討・協議を行ってきた

ところでありますが、整備事業費の財源確保が大きな課題となっております。

しかし、平成23年度、国の第3次補正予算において、緊急消防援助隊の応援部隊が活用する消防救急デジタル無線の共通波については、消防防災通信基盤施設整備事業の補助対象事業となり、補助対象外となる活動波の整備についても、緊急防災・減災事業債が適用され100%の充当率に加え、70%の交付税による財源措置が行われることとなったことから、平成23年度で予算を措置し、平成24年度消防救急のデジタル無線施設の整備を行い、美幌・津別広域事務組合における消防救急体制の強化を図ってまいります。

消費者保護。

近年は、貴金属の訪問買い取りや健康食品の送りつけ販売、布団類の訪問販売などによる契約トラブルは、年々巧妙な手口で悪化してきているために、未然防止及び被害拡大防止に重点を置き、消費者協会との連携により相談体制の強化を図るとともに情報提供を積極的に行い、町民の被害防止に努めてまいります。

防災。

平成23年3月11日発生の東日本大震災を受け、国や北海道において防災計画が見直されることから、災害対策基本法に基づき、本町においても災害に対する備蓄を含めた地域防災計画の見直しを進めるとともに、平成23年度に実施しました町民会館に引き続き、地域防災計画に基づく災害時の避難場所となっておりますコミュニティセンターの耐震診断の実施、及び非常用発電機の整備を進めることとしております。

また、平成23年度は、災害時要援護者避難支援制度により、全自治会を対象に要援護者の登録制度に基づく個別支援計画の策定に着手し、平成24年1月末で579名の方が申請しており、今後、住民基本台帳と連携した美幌町要援護者台帳システムへ登録し、災害時の支援体制のほか、高齢者や介護者などの訪問支援などにも活用してまいります。

美幌町自治会連合会が主体となって町内を4地区に分け、毎年実施しております自主防災総合訓練について、新年度は南地区で開催するとともに、自主防災組織の設立の取り組みは、平成23年度末では40の自治会で自主防災会が設立され、このうち体制が整った23自治会に対し防災機材を貸与し、防災意識の向上を図るとともに、地域住民への啓発活動を行ってまいります。

自衛隊美幌駐屯部隊の充実・整備と連携。

昨年の東日本大震災において、防衛省は、これまで史上最大となる10万人規模の自衛隊員を派遣し、美幌駐屯地からは駐屯地司令以下470名の隊員が、現地において過酷な状況の中、捜索、救出、生活支援、輸送支援などの活動に当たったところであります。

陸上自衛隊美幌駐屯部隊の充実・整備につきましては、平成22年度策定された防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において、今後、10年間で約4,600人の隊員を削減する計画となっており、美幌駐屯地の第6普通科連隊及び第101特科大隊にも影響を与えかねないものと、大変危惧しているところであります。

こうした状況から、地域を挙げて陸上自衛隊美幌駐屯部隊の充実発展のため、その活動を支え、自衛隊と地域の熱いきずなど良好な関係を築き、陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会及び2市8町からなる美幌地方自衛隊協力会を中心に、隊区内市町や協力諸団体との協力連携により、駐屯部隊の充実・整備に向けた活動を展開してまいります。

第4、環境を整え、美しいまちについて。

環境共生、自然保護。

平成22年度環境省の補助を受け、みどりの村に3世代同居で暮らせるモデルハウス、21世紀環境共生型住宅、通称エコハウスを建設し、幅広い世代の生活体験や研修施設として活用を図るほか、美幌町への移住・定住希望者、さらには都市と農村の交流の場としての活用と、美幌町の環境への取り組みのPRに努めてまいります。

町内で産出されたFSC認証材を使用して住宅を新築または増改築する場合、認証材1立方メートル当たり4万円、限度額を100万円として、建築費の一部について助成を行う町産材活用促進事業について、新年度は15戸を予定しております。

また、太陽光発電システムの普及促進のため、本年度は20戸を予定し、太陽光発電システム設置モニター委託して経費の一部を助成するとともに、木質ペレットストーブの一般家庭への普及促進を図るため、設置希望者に対しモニタリング調査、及び見学者の受け入れを条件として新年度は5台分を計上し、積極的に町産材の活用、及び新エネルギーの普及促進を図ってまいります。

ごみ処理、リサイクル。

平成20年度より、防衛省の補助事業により着手しました第Ⅲ期埋立処分場が平成23年度に完成し、新年度から、ごみの受け入れが開始されることから、場内看板設置などの環境整備と第Ⅱ期の埋立処分場の閉鎖処理に伴う計画策定を行うとともに、じん芥収集やその他プラスチック収集業務について、収集作業の安全対策の強化を図ってまいります。

下水道処理。

本町の公共下水道は、昭和48年から着手し、約40年が経過する中、水洗化率は平成23年度末で96.4%となっております。

しかし、終末処理場及び管渠などの各施設において、老朽化による大きな修繕が発生するようになってきており、計画的な施設整備を含めた維持管理が必要なことから、公共下水道長寿命化計画を策定し、補助制度による施設整備、及び維持管理経費の削減を図ってまいります。

また、個別排水処理事業では、平成23年度末で計画戸数306戸のうち258戸が整備され、普及率では84.3%となり、本年度は10戸の個別浄化槽設置を予定しております。

公園・緑地・墓地。

都市公園につきましては、施設整備後、相

当の年数を経過し、各施設の老朽化が進み、計画的な施設整備と維持管理が必要となってきました。このことから、施設の改修、更新、経済的比較判断などによる公園長寿命化計画を策定し、年次的な整備を図ってまいります。

また、都市公園において、住民要望の高い簡易水洗トイレの設置について、新年度は、みなみまち公園及びみその公園に設置し、清潔で快適な公園の維持管理に努めてまいります。

土地利用。

昨年に引き続き、本町の地籍について不号地番や未処理用地の実態調査を実施するとともに、地籍の適正化を図るため、地籍図及び修正図の更正を含め、地籍数値情報化事業による電算化を図ってまいります。

住宅・宅地。

本町の町営住宅は、公営住宅7団地602戸、改良住宅1団地134戸、借り上げ公営住宅8団地59戸、さらに道営住宅2団地84戸の計879戸の管理運営を行っております。その中で各階層に灯油供給設備のついていない4団地については、不便な状況にあることから、美幌町公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成24年、25年の2カ年で灯油集中供給設備改修を行うもので、新年度は仲町団地、三橋南団地、美富団地の11棟240戸を実施する予定となっております。

また、平成23年度より実施しております住宅リフォーム促進事業は、対象工事が50万円以上で助成はその20%、助成額の上限は50万円までであります。昨年度は92件の実績により、経済効果も大きく図られたことから、新年度も経済効果を期待し、70件を予定しているところであります。

このほか、住宅耐震改修助成制度や住宅設備改修事業を初め、町産材活用促進事業及び太陽光発電システム設置モニター制度などと組み合わせた制度活用を推進してまいります。

水資源・水道。

水道事業では、平成22年度より実施しております、豊幌地区の水道未普及地域解消事業は豊幌地区の加圧ポンプ所の設置、及び6,796メートルの配水管布設により、新年度完成する予定となっております。

また、駒生川の河川改修に伴う配水管新設工事、町道改修に伴う配水管布設がえ工事、道道嘉多山美幌線及び道道北見端野美幌線の道路改良に伴う配水管布設がえ補償工事及び浄水場における水道施設の改修を行い、安全で安定した水道水を提供してまいりますとともに、新年度より、水道料金収入の確保と大口使用者の水道離れを防ぐことを目的に、大口使用者を対象とした個別需給給水契約制度を創設し、なお一層の水道事業の経営安定を図ってまいります。

道路。

町道整備につきましては、駒生川河川改修関連に伴う第6号橋落差工、及び第7号橋建設に係る補償工事を初め、国道243号線のクレードル食品北側の町道121号道路の未改良区間の整備、及び野崎団地から西側へ向かう町道758号道路と、美富の療育病院西側の町道739号道路、及び町道740号道路の未舗装道路の整備、並びに町民会館東側の町道259号道路の改修、並びに栄通りの歩道整備工事について実施してまいります。

また、平成23年度から実施しております橋梁長寿命化修繕計画策定のため、本年度は15メートル未満11橋と、15メートル以上の39橋の点検を行い、橋梁の安全確保と修繕計画による維持管理に努めてまいります。

公共交通。

美幌町内の公共交通について、地域住民の利便性と効率的な運行を目的に、平成19年6月に、美幌町地域公共交通活性化協議会を設置し、国土交通省の助成を受け、町営バス、スクールバス、市内循環バス、福祉バスなどの混乗運行及びデマンド型福祉乗り合いタクシー、美幌高校への拡大などの実証運行を行ってきました。

新年度は、この3年間の実証運行及び住民アンケートの結果をもとに、10月より地域住民の交通手段のない方への対応と、子供たちの通学を重点に考慮した混乗型スクールバスの運行を初め、新たな福祉乗り合いタクシー運行、及び美幌高校への路線拡大を図り本格運行を実施してまいります。

除雪。

除雪対策につきましては、直営と民間業者の重機借り上げにより早期の生活路線確保を図るとともに、農村地区につきましては、地元の方々を構成メンバーとした除雪部会を設け、酪農家の集乳路線や町営バス及びスクールバスの路線を中心に、地域の重機借り上げにより、早期の除雪対応に努めてまいります。

また、新年度は、平成2年導入の除雪ダンプトラックの更新を行うとともに、間口除雪対策につきまして、平成22年度導入しましたシャッターつきブレードによる除雪と、小型ショベルなどによる間口除雪を並行して実証実験を行い、今後の対応策について検討をしてまいります。

第5、文化を高め、しあわせなまちについて。

生涯教育（社会教育）。

文化活動の拠点として、町民待望の文化ホールが本年6月に完成することから、文化ホールの愛称を公募した結果、海外を含めた276件の応募の中から、「びほーる」と決定をいたしました。

また、8月19日のオープンに向け準備を進めているところでありますが、現在、実行委員会によるオープニング記念事業として、町民合唱団による混声合唱「土の歌」が企画されており、さらに劇団四季による「こころの劇場」、NHKラジオの公開番組「民謡をたずねて」、札幌交響楽団による「ほくでんファミリーコンサート」、陸上自衛隊第5音楽隊による「演奏会」が予定されております。

このほかにも、実行委員会主催による「母

が贈る子ども劇場」、「子どものためのクラシックコンサート」のほか、文化連盟を中心とする鑑賞事業など、数多く予定されているところであります。町民の皆さんが、びほーるを核として幅広い芸術・文化に触れる機会を拡充するとともに、利用しやすい管理運営体制を目指してまいります。

成人教育では、地域活動への積極的な参加のための学習機会を提供する、マナビティセンター講座を初め、女性学級、美幌高等学校開放講座、女性リーダー国内研修のほか、家庭教育力の向上のため、子供を持つ親の学習機会を拡充し、心身ともに健やかな青少年の育成を図るための家庭教育学級や親子ですくすく教室など、積極的に推進してまいります。

博物館では、博物館教育普及活動として、福住地区の温水ため池を中心としたトンボの進化や行動、人とのかかわりなど、ふるさとの自然や歴史に触れてもらうため、美幌のトンボをテーマとした特別展の開催を予定しております。

また、旧農業館を改修し、新設いたしました講座室では、プチ工房、ものづくり講座を開催し、マイ箸づくり、草木染め体験などを実施し、好評を得ております。新年度においても、各種団体や学校教育とさらなる連携を図り、講座内容を拡充し、博物館教育につながるよう努めてまいります。

埋蔵文化財発掘調査事業では、道営畑地帯総合土地改良事業の田中地区における予備調査を予定しております。

図書館では、保健師やボランティアの方々との連携により幼児への読み聞かせの大切さや読書活動の推進を図るため、ブックスタート事業に取り組んでおりますが、新年度は新たに、このブックスタートの第2弾として、小学1年生を対象に児童書を配付することにより読書の大切さを伝え、読書習慣の形成と豊かな情操をはぐくむ事業として取り組んでまいります。

また、図書館フェスティバルの事業とし

て、図書館と歩む会が中心となり、絵本作家を招致し、講演会、親子工作会、原画展を開催するなど、絵本の魅力を体験してもらうことにより、読書習慣の拡大を図ってまいります。

スポーツ。

ビホロ100キロデュアスロン大会は、ことしで26回目を迎え、昨年度より新たにチーム部門を設けるなど、スポーツイベントとして全国に知名度が広がっております。新年度も各地から約300名の選手を迎え、町民との交流を図るとともに、町の活性化につなげてまいります。

毎年5月の最終水曜日に、世界じゅうで開催される住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」について、昨年は東日本大震災のため参加を取りやめましたが、新年度は、総合型地域スポーツクラブ「Beet」が中心となり、町民総ぐるみで勝利を目指すとともに、町民の健康づくりやスポーツを通じたコミュニケーションづくりを図ってまいります。

さらに、B&G北海道地域海洋センター連絡協議会の主催によるB&Gスポーツ大会北海道大会（水泳の部）が、8月5日に本町で開催され、選手のほか役員関係者を含め、約250名が参加する予定となっております。

幼児教育、学校教育。

平成23年4月、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」、及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、小学校1年生の学級編成の標準が、30年ぶりに40人から35人へと引き下げられ、平成24年度からは小学校2年生も35人へと引き下げられました。

したがって、3年生以上は40人学級へと編成がえをしなければならない状況となることから、本町においては、小学校の3年生を町費により期限つき教諭の配置を行い、35人学級を推進してまいります。

また、学校における生徒指導の充実や地

域・家庭における教育問題の相談、指導、支援を行う教育専門相談員の配置及び学校の集団生活に溶け込めない、または心理的な要因で登校できない児童・生徒の教育相談や生活学習の指導助言などを行う不登校問題相談員を配置し、学校・家庭との連携を図りながら、家庭訪問や相談室での学習支援、サテライト事業などを推進し、学校復帰を含め問題解決に取り組んでまいります。

さらに、各学校における学習指導に関し、専門的事項の指導を行う指導主事を配置するとともに、中学校の英語授業では、英語授業指導のため語学指導外国青年（AET）を配置し、英語教育の充実を図ってまいります。

学校教材及び施設整備関係では、平成17年度に町内3校の小学校へ導入しましたコンピューター17台を更新するほか、東陽小学校の屋体及び渡り廊下の外壁改修などを実施いたします。

学校給食におきましては、安心・安全な給食を提供するため、学校給食衛生管理基準に基づき、微生物検査及び残留農薬物の食品理化検査を実施するとともに、自主的な衛生管理体制を強化するため、給食調理室における調理室内衛生管理点検調査などの衛生管理対策を実施してまいります。

第6、創意と工夫を生かし、誇れるまちについて。

情報通信。

庁内電算システムは、昨年、オフコンシステムからパソコンシステムへ変更し、本格稼働へ向け並行稼働してきましたが、新年度より新システムの安定稼働に向けたプログラム及びセキュリティの強化を図るとともに、安全で安心できる電算の構築を進め、ホームページ作成業務並びに消し込み業務と電算管理業務について、一元管理をすることにより事務の効率化、及び住民サービスの向上を図ってまいります。

広報・広聴、住民参加。

自治基本条例の基本原則の一つであります参加の原則は、町民の皆さんが地域社会や町

政に積極的に参加してもらふことにより、町民が主役のまちづくりを進めていこうというものであります。

町民の皆さんに、地域社会や町政に参加していただくためには、まずは行政が持っている多くの情報を町民の皆さんに提供していくことが重要であり、広報誌やまち育新聞の発行、さらには、まち育講座や、まち育出前講座などにより積極的に情報を発信してまいります。

また、究極の町民参加の手法と言われる住民投票制度の創設に向け取り組んでおりますが、この制度は、住民投票を行う前に情報共有と町民参加により、町民、議会、行政が十分な話し合いを行うことが大切であると考えているところであり、今後におきましては、今まで以上に町民の皆さんと、積極的に話し合いができる場を設けてまいります。

広報誌については、町民の皆さんにわかりやすく読みやすい内容とするほか、有料広告掲載の推進を図ってまいります。また、町政要覧については、新年度においてリニューアルを行い、発行する予定であります。

行財政。

平成24年度の国の地方財政への対応は、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に基づき定める中期財政フレームに沿って、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を平成23年度地方財政計画と、実質的に同水準となる確保することを基本として対応するとされたところであります。

こうした方針から、財源の充実を図るため、地方交付税総額について、地方再生対策費及び雇用対策・地域資源活用推進費を縮減した上で、地域経済基盤強化・雇用対策費として整理・統合し、歴史的円高を踏まえ、海外競争力強化などを初め、地域経済の活性化や雇用機会の創設を図るとともに、高齢者への生活支援など住民ニーズに適切に対応した

行政サービスが展開できるよう措置することとされ、地方公共団体に交付される地方交付税の総額は1兆7,454億5千万円であり、前年度に対し81.1億円、0.5%増となったところであります。

このような状況の中、平成23年11月に策定しました美幌町中期財政試算では、平成24年度から平成27年度までの4年間で、23億円を超える収支不足が生じる結果となったことを踏まえ、将来像を見据え、予算編成に臨んだ結果、一般会計で100億円を切る9億3,719万3,000円の予算規模となったところであります。

今後、多額の経費を要する特別養護老人ホーム待機者対策及び激変緩和措置、町立国民健康保険病院に係る高度医療機器更新、北見赤十字病院への建設費負担、農業基盤整備、パークゴルフ場整備、公共施設の老朽化による改修及び耐震化などに加え、少子高齢化に伴う社会保障経費の増加など、ますます厳しい状況が明らかであることから、厳しい時代に耐え得る財政基盤の構築が必要であり、今から長期的な視点に立った財政運営を行っていく必要があると考えているところであります。

以上、平成24年度の主な施策の内容につきまして申し上げます。

これからも厳しい状況が続くものと受けとめておりますが、ひるむことなく一歩ずつ着実に前進することで、必ずや美幌町の明るい未来が開かれるものと確信をしております。このため、今を大切に美幌のあるべき姿をしっかりと描き、美幌町総合計画を柱とした各種中・長期計画の着実な推進を図るとともに、限られた財源と資源を有効に利活用し、将来に夢や希望の灯りがともし、「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」を実現するため、さらに自治基本条例に基づく町民主体のまちづくりを推進するため、最善の努力をしてまいります。

議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただき、原案に御協賛くださいますよう



お願い申し上げます、平成24年度の町政執行方針といたします。

○議長（古館繁夫君） 暫時休憩といたします。

再開を2時50分といたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第40 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第40 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君）〔登壇〕 それでは、さきに通告しております3項目5点について、1回目の質問をさせていただきたいと思っております。

1点目の、地域ボランティア活動の推進の(1)、ボランティア人材の現状についてであります。

超高齢社会を迎え、多様な支援を必要とする対象者がふえています。美幌町はボランティア活動が活発な町であります。ボランティア組織の高齢化、人材不足が課題であり、町は、今日の現状をどのように考えていますか。

(2)、ボランティア・ポイント制度の導入についてであります。

東京都稲城市は、全国に先駆けて、平成19年9月、介護支援ボランティア制度を創設、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献をすることを奨励、支援し、高齢者自身の社会参加活動の取り組みを実施しております。この制度は、ボランティア活動実績を評価し、ポイントを与え、そのポイントを、年間最大5,000円を限度に転換交付するものであります。稲城市での制度創設後、全国の自治体で同様のポイント制度が数多くできていますが、美幌町としてボラン

ティア人材の確保策として、経験豊かな高齢者の活躍の場を広く提供し、生きがいつくりや介護予防、子育て支援、介護施設支援など、ボランティア活動を推進するため、ボランティア・ポイント制度研究会を設置し、共助の町づくりを推進する考えはありませんか。

(3)、町職員の地域貢献活動についてであります。

高齢化の進行は、自治会活動等にも大きな影響を及ぼしています。役員のなり手が不足し、自治会役員の長期固定化、高齢化などにより、活動の活力が低下する状況が顕著になり、自治会共通の悩みとなっています。町職員は、日ごろ、住民福祉の最前線で多くの町民と接し、福祉増進のため努力をしておりますが、自治会活動等の社会貢献へのかかわりは、職員間で相当濃淡があるように思われます。町職員は、役場で働く人、いわゆる官である前に一住民、いわゆる民であることに気づくのが、私は少ないのではないかと思います。行政は、仕事を推進するために、自治会を通じて各種の支援、協力をいただきながら取り組んでおり、町職員も自治会役員として頑張っていることを私も評価をしております。しかし、残念ですが、いまだに町職員は自治会活動に積極的・協力的ではないという言葉も時々聞こえてきます。町長として、みずからの経験などを踏まえ、町職員が自治会活動などの地域貢献活動に積極的にかかわることの必要性と、その促進についてどのように考えておりますか。

2項目めであります。要援護者支援情報の利用・共有、(1)、個人情報の目的外利用・共有についてであります。

少子高齢化の急速な進展、核家族化、生活様式の多様化により、単身高齢者、高齢者世帯のみの増加により、支援を必要とする町民の情報をしっかりと把握することが喫緊の課題であります。町は、災害時要援護者避難支援のための情報収集、関係者の情報共有を本人同意で取り組んでいますが、本人の同意も

得られないケースや、情報の提供に関して、個人情報保護条例の規定上の制限から苦慮されていると認識しています。

通告では秋田県と書いておりますが、これは秋田市の誤りでありますので、訂正させていただきます。秋田市は現在、災害対策基本条例案で、自力で避難するのが特に難しい災害時要援護者の個人情報を、本人の同意がなくても、事前に市から自主防災組織や町内会などに提供可能とする内容の条例を提案しています。また、東京都中野区では、平成23年4月から中野区地域支えあい活動の推進に関する条例を施行し、日常生活を支援するための活動に必要な情報を、その活動を推進する団体や機関等に提供できる環境を整備しました。

町として、美幌町個人情報保護条例第9条第2項のただし書き規定に、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき、この項目を追加し、本人同意方式と行政機関共有方式も併用して、個人情報を本人支援のため有効に提供、共有できるように、早急に見直すべきではありませんか。

3点目でございます。国語教育の指導について、論語素読の取り組みについてであります。

平成23年4月から新学習指導要領において、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項が新たに加われました。古典に親しみ、豊かな言語感覚を養うことが目的であります。

栃木県足利市は、足利学校という日本最古と言われる学校があり、国語科の授業に、小学生は4年生以上、中学校は全学年で論語を取り入れています。論語を伝統的な言語文化であるところとらえ、新学習要領との関連を踏まえ、毎日、学校の読書時間や朝の会、帰りの会に素読を実施しています。

論語は、御存じのとおり、中国・春秋時代の、孔子と弟子たちの間に交わされた、人間

としての生き方、あり方の言行や生活についての対話録で、弟子たちがまとめたものであります。2500年の時を経て、今なお語り継がれ、現代人にも生き方のヒントを与えてくれます。

足利市の論語素読の取り組みに対して、千葉大学の明石要一教授は、論語の文章はリズムがよいので、音読には最適の教材ではないか、教育に論語を生かす取り組みがますます活発しそうだと新聞で掲載されておりました。また、全国的にも、大人や親子の論語塾が各地に広がりを見せています。

本町においても、今後、小中学校で論語の素読を国語教育の一環として取り組みを検討してはいかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えをいたしたいと思っておりますけれども、国語教育の指導については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

初めに、地域ボランティア活動の推進、ボランティア人材の現状についてであります。本町における65歳以上の人口は、平成24年1月末現在、6,071人で、高齢化率は28.22%と、高齢化は急速に進んでおり、高齢者夫婦のみの世帯、ひとり暮らしの高齢者も増加しているため、生活全般にわたるさまざまな支援を必要とする高齢者が増加しております。このような中、高齢者の支援のためには、介護サービスや行政サービスに加え、ボランティア活動による支援も重要であると考えております。

具体的な町内におけるボランティア活動につきましては、平成10年4月から、社会福祉協議会において、地域住民のボランティア活動の拠点として、地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の育成、援助を行うとともに、ボランティア活動を通して地域福祉の増進を図ることでボランティアセンターを設置したところ

であります。ボランティアセンターに登録された団体は、平成24年1月末現在、13団体556人、個人登録ボランティア63人が登録され、各団体、個人において、託老所や子育て支援及び家事支援など、積極的に福祉を支える活動をされています。

また、会員同士の助け合いを目的としたボランティア活動として、住民参加型福祉サービスの生活たすけあいサービスさくらんぼや、ナルク美幌からまつが活動されているほか、観光ボランティアガイドの会、魚無川をきれいにする会、交通安全母の会、親子で楽しいものを見る会、自衛隊女性協力会、災害時の支援ボランティア、各種イベントのボランティアなど、あらゆる分野においてボランティアの活動がなされているところであります。

なお、各団体及び個人のボランティアについては、年々、高齢化により登録者数が減少している状況から、社会福祉協議会においてボランティア団体の活動紹介や個人登録ボランティアの募集を行っているところでありますが、応募が少ない状況にあります。

御質問の「町は今日の現状をどのように考えていますか」であります。町といたしましても、社会福祉協議会とさらに連携を強化し、ボランティア団体や個人登録ボランティアの活動の内容を、町広報紙、ホームページ、全戸チラシなどで周知を図るとともに、積極的に、安定的にボランティア活動が続けられるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、ボランティア・ポイント制度導入についてであります。東京都稲城市で平成19年9月に創設された介護支援ボランティア制度は、介護支援に関するボランティア活動を行った高齢者などに対し、活動実績に応じて地方公共団体が換金可能なポイントを付与する制度で、国が平成19年度に、介護保険制度において介護予防事業として位置づけをし、地域支援事業、交付金の対象となったところであります。このことに伴い、高齢者が

介護施設などでのボランティア活動で得たポイントを、みずからの介護保険料の納付に充てることができることから、高齢者の介護保険料の負担軽減はもとより、健康増進や生きがいづくりなどにも効果が期待されているところであります。平成23年8月現在、全国でこの制度を導入した自治体は、52市区町村となっており、道内においては、導入している市町村はありません。

御質問の「ボランティア・ポイント制度研究会を設置し、共助の町づくりを推進する考えはありませんか」であります。介護支援ボランティア制度は、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、みずから生きがいを持つことや健康づくりを推進する事業と考えております。現在、本町で先進的な取り組みをしていただいておりますナルク美幌からまつの時間預託制度を支援するとともに、今後において、ボランティア・ポイント制度についても調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、町職員の地域貢献活動についてであります。ボランティアに対する意識も変化中、自治会という組織を継続運営していくこと自体が、これまでも増して困難になっている一方、地域コミュニティにおける自治会の持つ重要性が逆に高くなり、責任も増しております。この結果、自治会については、一部の特定少数の方に過大な負担により、役員が長続きしない、あるいは、逆に、なかなか交代できないケースも多くなっているものと思っており、地域のことは地域で決める地域主権が進む中、職員の地域とのかかわりや自治会活動へのかかわりは必要不可欠な時代であると感じているところであります。

こうした中、職員の積極的参加については、職員間で大きな格差があると感じているところであります。地域活動に積極的にかかわるため、直接出向いて、地域の方々と一緒になって、地域の課題、問題等の解決を見出す地域サポーター制度や、自治基本条例に

基づき町民参加や情報の共有を進めるためのまち育新聞の発行や、まち育講座の開催など、積極的に取り組むこととしております。

今後も、こうした機会を通じて、職員が地域住民として積極的な地域活動に参加しやすい体制を進めるとともに、職員に対し、地域における中心的な役割を担う町民としての意識を持って参加するよう働きかけてまいります。

次に、要援護者支援情報の利用・共有、個人情報目的外利用・共有についてであります。災害時などの個人情報を本人支援のため有効に提供、共有できるように、個人情報保護条例を見直すべきでは、とのことでありますが、御承知のとおり、個人情報保護法は個人の権利と利益を保護することを目的としており、災害時要援護者の台帳においても、申請者から災害時の要援護者の支援の目的外以外に使用しない旨の同意をいただいております。

東京都中野区の中野区地域支えあい活動の推進に関する条例につきましては、名簿に記載される情報として、氏名、住所、年齢、性別で、提供先は、自治会、民生委員、児童委員、警察署、消防署などとなっております。また、名簿の掲載対象者は、高齢者及び障害者並びに希望者で、対象者には事前に本人に通知するとともに、名簿掲載の意向を確認し、個人情報保護に配慮しながら、名簿の管理、利用方法に関する協定書を自治体と締結しており、さらに、条例により、名簿管理者、名簿閲覧者を定め、違反した場合について罰則までも規定をしております。

こうした状況から、個人情報を提供できる機関を条例に定めて活用することは、自治会や行政に対し町民の信頼関係が損なわれることも想定され、慎重に取り扱う必要があるものと考えております。今後とも、制度の御理解をいただきながら努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君）〔登壇〕 それでは、続きまして、国語教育の指導、論語素読の取り組みについて御答弁を申し上げたいと存じます。

学習指導要領では、小学校、中学校ともに、論語を含む古典の指導のねらいとして、古典としての古文や漢文を理解する基礎を養い、古典に親しむ態度を育てるとともに、我が国の文化や伝統について関心を深めるようにすることとしております。

本町の実際の授業においては、教育課程にも位置づけられているとおり、小学校4年生では短歌を、5年生では漢文を、音読して親しむ授業において、まさしく論語である故きを温ねて新しきを知る、温故知新を、6年生では枕草子を、そして、俳句、短歌についても学んでおります。

また、中学校の教育課程における古典の教材は、1年生では竹取物語、川柳、故事成語を、3年生では万葉集、古今和歌集、新古今和歌集、奥の細道、漢詩を学んでおります。特に2年生では、徒然草、枕草子、論語を学習しており、漢詩の形式や訓読の仕方、漢詩特有の言い回しについて学習し、漢文、論語の言葉を題材として、漢文を読むときの基礎知識を理解させること、音読をする中で、漢文特有の文体に読みなれることなどを重点に学んでおります。

論語は、言葉を受け継ぐという題材の中に孔子の言葉があり、送り仮名、返り点をもとに訓読、暗唱を行っております。孔子の生き方をとらえることをねらいとしており、これらの学習を通して、昔の人の物の見方が、現在の自分たちの生活にも通ずるところがあることに気づき理解させることが目標となります。

このようなことから、現在のところ、各学校においては論語の素読は行われておりませんが、それぞれの学校の特性、指導の自主性を重んじながら、論語を含め、さまざまな種類の古典を題材に、現代との共通点等を見つ

けながら、工夫を凝らして学習活動を進めることが大切だと認識しております。限られた授業時数の中ではありますが、論議を含めた古典の素読につきましては、各学校で工夫して、古典に親しめるよう働きかけてまいりたいと考えているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 1点目の、地域ボランティアの活動の推進の部分でございますけれども、先ほど答弁にありましたように、ボランティアセンターの登録556人、個人登録63人ですが、実は町長、この中身は、複数団体に同じ方が重複加入している、あるいは、個人登録ボランティアとボランティアセンターの登録とも重複していると、そういう会員さんがいらっしゃいますので、実人員は、正確にはわかりませんが、もっと少ないという現状にあります。とりわけ、このセンターに登録されている民生委員児童委員協議会、自治会連合会青少年部会、私もやっておりますナルク美幌を除く団体というのは、ほとんどが女性会員が中心でありまして、多くの会員の方が、長年にわたって本当に奉仕精神旺盛に、一生懸命汗を流していただいているのが実態であります。先ほど述べたように、大変、これらのボランティア組織の役員含めて、会員の方も高齢化してきておまして、世代交代が思うように進んでいないと。

先ほど答弁にありましたけれども、町のほうとしては、広報活動、これはもちろん取り組んでいただくということを今後も力を入れてやっていただきたいのですけれども、単に、広報、ホームページに載せるだけではなくて、先ほどもありましたけれども、せっかくの機会ですので、地域にやはり出前講座とかそういったところで、行政も社協と連携しながら、やはり出て行って、町民の皆さんに参加を呼びかける、こういった取り組みについて、具体的に地域に出ていくようなことをしたらどうかと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど、1回目の答弁をさせていただきましたけれども、ボランティアセンターに登録された団体の中に、556名のうちにダブっている方がいると、それもあるのでしょうかけれども、登録しないでも、本当に美幌の町をいい町にしようという思いで、個人でいろいろやっておられる方もいるので、実態としてはなかなかつかめないのですけれども、ただ、私もいろんな会合に行ったりする中では、防災であるとか、あるいは高齢者の方を見守る、あるいは青少年の健全育成のためのそういったボランティア活動をやっておられる方が非常に多いと、私は実感として感じています。そんな中で、高齢化ということが、先を見て御心配な向きがあると思いますけれども、お年寄りの方が積極的に自分でボランティアみたいな活動をしている、それを子供たちが見る、そして、何かしらそういう活動に興味を持つということは極めて重要だと思いますので、ぜひとも町の中でそういうことが見れるような形で、そういう町づくりができたらいいなと思っていますので、そういうところに向かって努力をしていきたいなと、そんなふうに思っています。

それで、PRをしようという思いは、ボランティアも、例えば半日、一日という、そういうことで言われると非常に重荷になったりする方もおられるので、私、30分でもどこかでできますということが、どこに言って、どういう登録をしたらできるのかというのは、なかなかPRとしては十分ではないなと思っていますので、ボランティアしたいと思った人は、そういったいろんな広報活動を通じて、私だったらここでボランティアできるということをやはり知っていただくということがボランティアの実践につながると思いますので、そういったPRも含めて取り組んでいきたいなと、そんなふうに思っております。

この町、本当にボランティア活動が盛んだ

というのは実感として私は持っていますので、あと、学校のほうにもそういう取り組みを自主的にやっているところもあるので、教育委員会のほうで押さえなければ後ほど答えていただきたいと思いますけれども、若い世代も、そういうことで、多分やっているのだらうと思いますので、なお途切れのないように、そういった活動が続けられるようなことで取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） ただいま、町長のほうからこちらのほうに話がありましたので、小中学校の状況、高校も含めてですけれども、ちょっと状況をお知らせをいたしたいというふうに思います。

実際にボランティアの団体というか、サークルも含めて、それをちゃんと形としてできているところにつきましては、美幌小学校と北中学校がございます。ただ、ほかの学校も、こういうサークルなり、取り組みとしてそういう母体があるかどうかは別にして、さまざまなボランティア活動、各学校ともに実際に行っているということでもあります。

まず一つには、これも社会福祉協議会のほうに、よく新聞報道されておりますけれども、リングプルを集めてくるとか、さまざまなことを、それぞれの児童会、あるいは生徒会を通じてやっているということでもあります。

先ほど、申しわけありません、美幌高校もサークルがございます。

そのような形で、学校は学校として、子供たち、児童生徒も含めて、いわゆるボランティアについての関心も含めて、あるいは実際の行動も含めて行っているという状況にございます。

○議長（古館繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 町長と教育長から、ただいま答弁をいただきましたけれども、ぜひ、いろんな機会をとらえて地域に出て行って、こういった活動の必要性、人材をつくる

ということを積極的に取り組んでいただきたいと思います。特に学校では、今、教育長から答弁がありましたように、いろんな形で取り組まれているのを私も承知しております。特に昨年の東日本大震災で、美幌町から多くの方が現地に行っております。そういった活動なんかも、こういうボランティア教育の一環の中で、ぜひ今後とも広めていただいて、子供のうちから地域にかかわる、そういう大切さを、今後とも、ぜひ現場の中で指導していただくようにしまして、次の質問に移りたいと思います。

先ほど、稲城市の高齢者が社会活動に参加するというので、結果として、稲城市では介護給付費の抑制、そういった効果も出ているというようなことを新聞等でも私も聞いております。具体的には、先ほどの1番の質問にもありますけれども、特に難しい活動をしているのではなくて、稲城市の具体的なボランティアの対象というのは、施設におけるレクリエーションの指導だとか支援であったり、話し相手、あるいは、市が行う地域支援事業の食堂内での配ぜんの補助だとか、散歩や外出の補助、高齢者の食事会の支援など、だれにでもできる活動が対象になっておりますので、やはり大事なことは、町長の答弁にもありましたように、自分ができることを自分ができる時間に行うと、そういうようなことが、非常にボランティア参加をする上で大切なことだろうと思います。

このポイントの活用例なのですが、稲城市は、換金して介護保険料に5,000円充てられると、そういったことがあるのですが、ほかの自治体の例を美幌町に例えてみますと、例えば公共施設の使用料で、しゃきっただとか、トレーニングセンター、峠の湯とか、あるいは、民間ではありますけれども、ビーボのバス券だとか、あるいは、自分はそういったもののポイントを地域のために使ってほしいということで、社会福祉協議会に寄附などをする、こういうような仕組みも、いろんな工夫をされて取り組んでおりますの

で、ぜひ、元気な高齢者の社会参加というようなことが、これからの美幌町の高齢者福祉だけではなくて、町民ぐるみのいろんな事業展開をするときに、私は有効なきっかけになるというふうに考えておりますので、そういった面で、町長のほうとして、こういう他の自治体の例なんかを参考に、このような活用の仕方についてはどんなような感想をお持ちでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この質問を受けたとき、私が真っ先に思い浮かんだのは、昔、税でやっていた、税の前納報奨金だとかですね、あれを思い出して、果たして、ボランティアをやることによって、それが貨幣にかかわってやるのが、ちょっと、すくと落ちない部分がありました。それよりは、今、ナルクでやっておられるように、ボランティアをする、そして時間をためる、そしてそれを自分がまたボランティアを受けるといふほうが、これはどっちがいいという話ではないですけれども、やるとしたら、極めて限定的にやったほうがいいと思いますね。今、議員がおっしゃるように、町の振興につながる、あるいは、町の施設を使えるだとか、極めて限定的にやらないと、介護保険に充てるのだということではちょっと、今、断定的なことは言いませんけれども、むしろ、今、我々は、ナルクの活動を応援し支えていくというほうがやはりいいのではないかなと思っております。これ、やり始めると、例えばナルクはポイントで時間をためていく、片一方はお金にできるということになると、やはりちょっといろいろ問題があるのかなと思っておりますので、研究はしてみるにしろ、今せつかく立ち上がってきて、全国レベルでも、今、100を超えているのだと思っておりますけれども、非常に急激な勢いでナルクが充実されているということでもありますので、そっちのほうに力を注いだほうがいいのではないかなという思いをしておりますので、御理解を。否定するわけではありませんので、そんな思いをちょっと

しているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 今、町長、ナルクに力を入れてと、私はナルクの事務局ですから、もちろん今の形でのボランティア活動をこれからも拡大していきたいというふうに思います。

しかしながら、例えば一例を挙げますと、町が社会福祉協議会に委託して行っております配食サービス事業ですけれども、これらは年々希望者が多くなっております。また、加えて、週2回から回数をふやしてほしいと、そういう要望等もあります。受け皿である社会福祉協議会が実際に対応するとすると、運転手とボランティア2人、3名体制をふやさない限り、これはできないのです。今、前段申し上げましたように、現状で言うと、例えばナルクのほうに社協からそういう要請があったら、すんなりすぐ応援できるかというと、そう簡単ではありません。そういう状況。

もう一つは、既に有償ボランティアのさくらんぼというの、もうこれも動いております。これらも非常に希望は多いのですが、提供会員が少なくて、なかなか希望にこたえられないという、こういう現状があります。

ナルク自身は会員同士の助け合いですから、そこはしっかりやっていながら、地域の皆さんがどうしても困っているところに奉仕活動として取り組んでいるということ。少しはお手伝いをできているとは思いますが、やはり純粋な、いわゆるボランティア三原則に基づく、自発性、社会性だとか無償性による活動、これを基本にしていくべきだと思いますけれども、一方では、そういう有償ボランティアが必要であったり、ただいま私が提案しているボランティア・ポイント制度による人材の掘り起こし、こういった面も、今後やはり研究をしていかないと、なかなか簡単に、高齢者がふえるということは、そういうニーズがふえてまいりますので、やはり人材確保をですね、ぜひそ

ういった面で考えれば、確かにいろんな問題というのは、私自身も質問をされていて感じる部分ではありますが、さりとて、それでは現状のまま、この美幌町の、いわゆるボランティア人材が育っていくかとなると、そこはやはり簡単ではないと。特に団塊の世代の人たちが、全国的に見て、私はもっと期待していたのですけれども、余り地域活動にかかわっていない団塊の世代が多いというふうに報道もされておりますので、そういった面では、やはりそれ以上の元気なお年寄りも含めて、私自身は、先ほど述べたような、こういうボランティア・ポイント制度の研究を、今すぐつくるということよりも、やはり今後を見据えて、どういうふうにしていけばボランティア人材が確保できるのかというような点からやはり考えてほしいですし、町民憲章には、互いに助け合う温かな町づくりというふうに美幌町はうたっておりますから、そこをやはりもうちょっと町民の皆さんに理解をしていただきながら、やはり拡大をしていくという点で、町のほうで、この制度の研究にぜひ積極的に取り組んでいただけたらということについて町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど答弁させていただいた考え方であります。それで、どうしても、ボランティアをする方、受ける側が、お年寄りが受けて、元気な方がボランティアをするという構図が、何となくイメージとして頭の中にあると思うのですけれども、元気なお年寄りが非常に多いと思います。そして、昔であると、60歳以上であると、かなりもう現役引退というようなことを含めて、後ろに下がってしまう方が多かったのだらうと思いますけれども、最近、お歳を重ねてもかなり元気な方がいるので。今、大体、老人クラブ連合会に加盟しているお年寄りの方が1,800名ぐらいおられます。そして、小中学生を合わせると1,700人台ぐらいですか、多分、老人クラブ連合会に入っているお年寄りのほうが小中学生より多いというよ

うなことです。例えば、この1,800人が、30分、朝、家の前に立つと、地域の子供の見守りが物すごく監視としてできると。たった30分か15分でいいと思うのですけれども、そういう提案も、できればしていきたいなと思っておりますし、先ほどちょっと話に出ていた給食サービス、これは、単に食べるものをお配りするということではなくて、安否確認を含めて、お話ししたり、そういうこともあると思うのですけれども、ここと、さっき出ていた、町職員がなかなか前に出ないということも合わさって、そういうところで何かできるのかどうか、そういった研究もちょっとしてみたいなと思いますけれども、町もいろんな職員研修をやっておりますけれども、現場でのいろんなそういうことも研修としてはいいのかなと思ったりも、ちょっと、これはまだ、全く私の頭の中の話ですけれども、いずれにしろ、途切れないような形で何とか取り組んでいきたいと思っておりますし、稲城市の取り組み、なかなか、全国的な広がりがあるところを見せていないというのは、多分、お金にかえられるところが、意外とちょっと足どめしている部分なのかと思いますけれども、いずれにしろ、会員同士でなくて、全体的に、ボランティアでそういうことが、何がお返しできるものができるかどうかは、研究のテーマとしてはいいと思いますので、実現に向けてはちょっと今明確にはお答えできませんけれども、いろいろなパターンを研究するというのはやっていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 町長から、そういったことに着手してみたいということと、あわせて、町職員のいろんな研修の機会に、町長がおっしゃるように、できれば本当にボランティア活動の必要性について、職員を対象にしたそういったようなことについての学習する機会なんかもぜひつくっていただくことを期待しまして、次に移りたいと思います。

3点目の質問でありますけれども、私が役



場の市街地区の40自治会の名簿を見て、町職員を拾ってみますと、OB含めると43名、現在、農村地区は除きますけれども、役員をやっております。全体の役員総数に占める割合というのは7.5%で、これが果たして多いのか少ないのかというのは、いろんな意見があると思いますが、私は、さきに質問したとおり、もっと多くの職員が、やはり役割を担って地域貢献することが、町職員の成長に必ず結びついていくと、私はそういうふうに考えております。私も若いときから、現在も自治会の監査ですけれども、やらせていただきながら、こういう活動を通じて多くのことを学ばせていただいておりますけれども、答弁の中に、地域サポーター制度によって地域の課題だとか問題の解決を図るように町も努力されていると思うのですが、この辺の部分と私の質問の部分で、実際にサポーター制度の評価について、町長、どのように考えられているのか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このサポーター制度は、私が19年に町長に立起するときに、町長みずからこの町にしっかり軸足を置いて、町民の皆さんと向かい合って話し合うことをしようと、その中で距離を縮めて、ともにいろんな町づくりの話をしたという思いでやってきました。その中で、職員も、職場にいて、どんと座ってですね、さあ、来てくださいというような時代では私はないという認識を持っているので、そこで、町長も出向く、そして職員も出向くということで、サポーター制度という形を制度として取り組みを始めさせていただきました。

そういった意味で、これが機能すれば、行政としても非常にその後の仕事が充実したものになるし、非常にやりやすい制度だと思っておりますので、まず、このことの充実を図っていききたい。これは、今、濃淡がちよっと実はあるのです。一生懸命というか、かなり成果上げているところもありますし、そういったところを見習いながら、全体

的な底上げというか、そういうものをしっかりやっていけば、自治会活動もちろんそうなのですけれども、それを補うぐらいの力は発揮できるのではないかなと思っておりますので、まずはこの充実をしっかりとやりたいなと思っております。

あと、自治会活動も、これは、なかなか強制というのは難しいと思っておりますけれども、ただ、そういう意識づけをやはり職場の中でしていくということは極めて重要だと思っておりますので、決して、この町が無縁社会になるようなことのないような配慮だけはしっかりしていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 私の持論であるのですけれども、町職員、職場を離れて地域に出て行って、いわゆる職場の役職だとか所属にとらわれないで、行政の職員として仕事で得た知識、経験、あるいは企画力だとか調整力だとか、もちろん抜群の事務処理能力、こういったものを遺憾なく発揮することによって、地域の住民の皆さんとの人間関係を築いていく、そういう活動の中から、先ほど申し上げました、いわゆる民のための官、住民のための職員というですね、こういった感覚が私は身につくのではないのかなと、私自身も、活動させていただいてそう考えておりますので、ぜひ、そういった意味では、先ほどの、OBも含めて四十数名の方が今頑張っておりますけれども、特に役場の管理職、あるいは主査が率先して、今後期待される若い職員のお手本になるように、もちろん町長みずからも率先されて、やはり町民の先頭に立って地域活動をしっかり支えていくと、そんなようなことを今後しっかり取り組んでいただけることを期待して、この質問を終わりたいと思います。

次に、個人情報の共有について。去る2月24日に行われました自治会連合会と議会議員との意見交換会の席において、児童虐待のケースではありましたけれども、個人情報保

護が壁となって、我々に情報がなかなか届かない、あるいは、昨今大変問題になっておりました、札幌での障害をお持ちの姉妹の死亡事件を例に、行政として電気やガス会社との連携をしっかりとすることが必要でないとか、あるいは、生活困窮していれば生活保護の対応が必要ではないかというような意見がその場でも出されました。必要な情報が自治会に届かないために、地域の安全のためにいろんな支援ができないという、そういうもどかしさを、私はこの会議の中で自治会の関係者が訴えていたのではないかと思います。

そこで、先ほど、非常にこの問題、難しい、微妙な問題があります、罰則規定があるとか、そういった部分はありますけれども、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の、いわゆる第8条では、利用目的以外の目的にみずから利用し、または提供することを、この法律では実は認めております。国が示しました災害時の要援護者の避難支援ガイドラインでは、同意方式は、対象者が非常に多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難だと。したがって、先ほど質問いたしましたように、いわゆる行政などの関係機関の共有方式と組み合わせをしながら、うまく利用したほうがいいのかというようなことが、このガイドラインの中で示されています。特に災害時というのは、要援護者は、生命、身体にかかわる事項でありますので、自然災害時にそういう対象者の身を、安全を考えた場合に、やはり本人同意を得なくても、要援護者に対する情報をしっかり、行政はある程度持っておりますし、そういった面では、それらの情報の提供、共有することは、私はこの法律を根拠に、町の条例の中に追加することによって可能ではないかと。もちろん、当然ですね、情報を共有する側の、例えば自主防災組織だとか自治会等については、それらの個人情報について厳格に、個人情報の保護の観点から、やはりきちんとした対応をしていくということを約束してもらうことは前提になってくるとは思いますけれども、ぜ

ひ、そういった面で、これらの法律を根拠に、いま一度、町の条例について、こういった項目の追加が可能なのかどうかについて、その見解を伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、個人情報の話が出ましたけれども、その前の話で、ボランティアのほうで職員の話、職員も、自治会の役員というようなこともあると思いますけれども、自分の資格を生かしたりして、地域活動にどんどん積極的に出ていっている職員もおります。例えば、それはスポーツであったり、あるいは文化活動であったりということ、一概にひとくくりではなかなか、自治会の役員やらないから何だということと言われると、ちょっと職員も思いが違ふところに行ってしまうのかなと思いますので、そういったいろんな形での地域貢献はしっかりしていると思いますので。なお余力がある方については、そういうことでしっかりと取り組んでいただくというようなことが必要だと思いますので、またそのことについては、職員研修等でお話をさせていただきたいなと思います。

それと、個人情報のことでありますけれども、法律があつて、それに従つて、今回の災害時の要援護者の登録については、今回は手上げ方式といいますか、そういうことでやらさせていただきました。スタートのときに余り強引な手順をやると、拒否反応も多いと思いますので、本当に手助けが必要だと自分でお思いになっている方について、登録をしましょうと、そして、そのことでプランをつくって、何かあったら手助けをするということだと思います。

それで、仮に災害が発生したら、目の前にある危険が差し迫ったり、危険にさらされている人を、登録していないから、個人情報で登録しなかったから支援しないという話には、なかなかそれはつながらないと思いますので、目の前にある危機は、それは情報とは別にできると思いますし、また、美幌町の個

個人情報保護条例の中の第9条の中で利用だとか提供のことを言っているのですけれども、その中に、例えば第3項で、個人の生命、身体、安全または財産の保護のため緊急を有するときについては、この場合は提供し、これを除くものについては提供したらだめだよと。ですから、そういうことがあれば、提供しても、逆に、いいという話に解釈できるのかなと思いますので、改めて強引に、公権力で、条例で決めたから、さあ、登録して情報を流しますよというの、ちょっとどうなのかなというように思いがちょっとしましたので、その辺、個人情報保護法と、それから個人情報保護条例と、そして制度と、どう整合性がとれるかはちょっと調べてみないといけないなとは思っております。

いずれにしろ、我々は、災害のときに、そういう手助けが必要な人たちについて、積極的に地域で手助けをお願いしたいという制度を取り組んでいるわけですから、よりいいものにしていくことについては何の障害もないと思いますので、いろんな検討はしていかなければいけないと。ただ、今、スタートしたばかりというようなこともありますので、そういった御理解をお願いをしたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 私、質問した立場ですけれども、先ほどの点、国の法律でそういうふううたっている部分もありますので、ぜひ、私の指摘した点について、具体的に本当にできないのかどうかを十分調査していただいて、行政の中でも検討していただければと思います。

それで、先ほど、町長、町職員が、私も、スポーツや文化の部分でいろいろかかわっていることは十分承知しています。私の質問した部分は、そういう分野でないところへのサポートの必要性があるのではないかという意味での質問ですので、町職員が頑張っていることは私も評価しているところであります。

それでは、最後の、論語の素読のところは

移らさせていただいて終わりたいと思いますけれども、先ほど、論語の素読の紹介をいたしましたけれども、実は私、吉田松陰が大変好きで、以前、萩市のほうに自分で勉強に行った際に、明倫小学校という小学校が、今から31年ほど前から、小学校、中学校で、松蔭先生の言葉というのをですね、これは素読と同じ、朗唱をしております。1学期に一つの言葉を覚えますので、小学校を卒業するまでに18の松蔭先生の言葉というのを覚えることができるのですけれども、これは長い歴史があって、吉田松陰の出生の地でもあるというような背景はありますけれども、31年も前に萩市の教育委員会がそういったことを学校教育の中に取り入れたということは、私は、逆に、今考えてみると、すごいことなのだなというふうに感心しております。

実はその際に、私は、松蔭神社というところに行って、いろいろガイドの方に説明していただいたときに、この冊子を買ってきたのですけれども、これが実際の、子供たちが学校で習う副読本みたいなものなのですけれども、この中に、小学校6年生の女の子の子供さんの感想がずっとたくさん載っているのですけれども、「私たちの学校では、松蔭先生の言葉を毎朝朗唱することで一日が始まります。朗唱していると、松蔭先生が言っているように実行しようという気持ちになります。私は、松蔭先生の言葉には、何かすごいパワーがあるんだなと思います。朗唱すると、その一日を頑張ろうという気持ちになります。これからも毎朝大きな声で朗唱して、私自身を高めようと思います。」というふうに、この中に、小学生からずっと感想が書かれているのですけれども、先ほど申し上げました論語と、この松蔭の言葉の二つの取り組みの中から言えることは、力ある言葉だとか、あるいは、その名文を小さなときから身につけるといえることは、私は、子供たちに考える力だとか、あるいは情操を養える、そういう大きな力があるのではないかなというふうに考えております。そういう中で育った子

供たちが、将来大人になったときに、これからたくさんいろいろな艱難辛苦に出会っていくのだらうと思います。そういうときに、学校で覚えた論語だとか松蔭の言葉を思い出して、その言葉をヒントに、いろいろな困難から危機を乗り越える、そういった力がついていくのではないかなというふうに私は思っておりますが、教育長として、その素読だとか朗唱、そういった、今申し上げたような効果について、どのようなお考え方でしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（川崎俊郎君） 今、上杉議員、るるお話をされておりましたですけれども、私は基本的に、そういうことの取り組みというのは大変重要なことだというふうに思っています。小学校は23年度から新しい学習指導要領、それから、中学校はこの24年度からであります。その前の10年間の、旧学習指導要領と申し上げてよろしいかと思っておりますけれども、そのことから比較してみますと、実は大幅に授業時数がふえているという中で、実は今回の新しい学習指導要領の中では、いわゆる読解力といいたいでしょうか、言語活動が非常に重要視されています。これは、決して国語科のみならず、あるいは算数、数学にしたって、美術にしたって、何にしてもそうですけれども、まずは、その読み解く力がすべての基本になるということからいけば、今のお話のような、足利学校の事例であるとか、今言った吉田松蔭の事例、あるいは会津若松、あれは什の掟でしたでしょうか、ならぬことはならぬと、ああいう、それぞれの歴史的な背景があって、その中で取り組まれている、とても素晴らしいことだというふうに思っています。

それを我が美幌町に置きかえたときに、直ちに、では、論語であるとか何であるとかということ、その中ですぐ導入することが可能かどうかという、現実的にですね、必要だということはそのとおりでありますので、そのことではなくて、では、現実はどうであるかということになりますと、これもちょっと

話が飛びますけれども、学力学習状況調査、過去5回実施しています。北海道はどのこのという、その順位が言われておりますけれども、私は順位のことは余り気にはしていません。問題は、その中で必要な、得るべき学力がどうであるのか、その状況がどうであるのかというようなことが重要だというふうに思いますが、基本的に、学力向上、あるいは、さらなるレベルアップをするために、今、美幌町の各学校で、授業が始まる前の、朝の自習というか時間ですとか、帰りですとか、それから放課後もそうですけれども、各学校、さまざまな取り組みをしています。例えば漢字の書き取り、あるいは算数、さらには、放課後においては、ある部分まで到達していない児童生徒のための、これはちょっと言葉は悪いですが、補習みたいなことも、そういう形での取り組みをしまして、ようやく少し明るい兆しが見えてきているという状況にあります。

そういう中で、いわゆる反復というか、こういう取り組みは大変重要なことだというふうに思っております。これは答弁になっているかどうかわかりませんが、この論語、あるいはこういう取り組みが、今うちの町にとって直ちにできるかどうかは別にして、この取り組みというのは片一方では大変重要なものだというふうに認識していますので、これもでき得るところからやると、これしかないかというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 教育課程に沿って、先ほど、美幌町もしっかり取り組んでいるということはわかりますし、もちろん、授業の時数について制約がありますので、私も、直ちにということではなくて、こういう取り組みのよさを、ぜひ、教育委員会として教員の皆さんにも紹介していただきながら、やはり各学校で工夫しながら、空いた時間でうまくそういったことができないのかどうかについて、今後、取り組みを期待して、最後に、町長、関連して、町民憲章だとか交通安全憲章

というのをいろんな機会に町では唱和しておりますけれども、この唱和について、私も今紹介したものと相通ずるものがあると思いますが、町長、最後にそれだけお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 時間がありませんけれども、町長、どうぞ。

○町長（土谷耕治君） 今、会合で、団体によっては町民憲章をやっておられる方があるということで、これは開基80年でしたか、違いましたか、にできて、今に生きているもので、全く今も古さを感じないというような、基本的なことなので、広めていくような努力もしていきたいと思います。職員は毎月1回、連絡会議のときに、みんなで確認し合っています。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、7番、上杉晃央さんの一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

---

#### ◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会します。

御苦労さまでした。

午後 3時50分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員